

平成 25 年度第 5 回

中央新幹線準備書に係る第 3 回環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 25 年 12 月 26 日 (木) 午前 9 時 30 分から
場 所	静岡県庁西館 4 階第 1 会議室 A
出席者 職・氏名	委員：和田会長、山田副会長、伊吹委員、今永委員、加須屋委員、金川委員、 宗林委員、中池委員、三宅（淳）委員、三宅（隆）委員
議 題	(審議) 中央新幹線環境影響評価準備書について
配布書類	【事務局資料】別添資料のとおり

(司会)

評価審査会を開催いたします。

開会に先立ちまして、静岡県くらし・環境部環境局局長からご挨拶を申し上げます。

(環境局長)

皆さん、こんにちは。

本日は、委員の皆さま方には、年末の、大変、お忙しい中、出席していただきまして、どうもありがとうございます。

中央リニア新幹線ですけれども、ご案内のとおり、9 月の 18 日に準備書が出されまして、その後、2 回の審査会を開催していただきました。あと、この間も、山梨県の実験センターの方を、いろいろ、視察していただきまして、山梨県の方と、いろいろ、意見交換等もしていただいたところですが、今回、3 回目の審査会となりますけれども、準備書に対しまして、従前、委員の皆さまからいただきました、いろいろなご質問につきまして、事業者であります J R 東海の方からの回答をいただいております。

この回答を、内容、あるいは、10 月 25 日に、ご案内のとおり、いろいろ、県民の方から出されました意見に対して、J R 東海の方の見解が示されました意見概要書というものですけれども、それにつきましても、今日は、その概要について、いろいろ、ご質問をお願いしたいというふうに考えております。

また、県の内部の関係の、いろいろ、状況をご報告いたしますと、12 月に県議会が開催されましたけれども、その中で、本会議の中でも議員さんの方から質問がありました。

また、常任委員会という、個別に細部を審査する委員会ですけれども、くらし・環境部の委員会の中でも、ほとんどの諸先生の方から、このリニアにつきましては、事細かく、いろいろ、鋭い指摘といたしますか、いろいろ、ご質問等もありました。多くの方は、やは

り、南アルプスの環境保全につきまして、大変、いろいろな懸念が示されました。

また、地元の静岡市だけではなくて、大井川の下流域の主に市町におきましても、環境影響への対策を求める声が日増しに強まっております。

さらに、確か、先週の日曜日だったと思うんですけども、テレビで、この中央リニア新幹線の環境アセスにつきまして報道がなされている中で、大井川の毎秒2トン流量が減少するという事、いろいろ、報道がありました。このように、県民の皆さまの関心が日増しに高まりを見せております。

そういう中で、来年の1月の21日ですけれども、県では、始めて、公聴会というのを開催をすることといたしました。それで、皆さまの、一般の県民の方からも、いろいろ、ご意見を賜って、今後の知事意見の形成の方に反映していきたいなというふうに思っております。

本日は、大変、時間が短いんですけども、南アルプスとか、あと、大井川の下流域、これらへの及ぼす影響等につきまして、いろいろな角度からご審議の程を、よろしく願いをしたいと思います。

以上です。

(司会)

本日は、15人中10人の委員にご出席いただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則第46条第2項の規定であります委員の過半数の出席を得ており、審査会の開催が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、配布資料のご確認をお願いいたします。

次第の裏側をお開きください。

こちらに、次第が3ページまでございまして、別冊で資料1から資料6までお配りしております。資料はお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第2に移ります。

ここからの進行は、会長をお願いいたします。

(会長)

皆さん、おはようございます。

それでは、始めさせていただきたいと思っております。

今回、皆さんのご質問にありますのが、いくつかの質問に関しまして、お返事をいただいておりますので、それについてのご議論をしていただきたいと思います。

11月の25日、に概要書がきたわけですが、皆さん、お忙しい中、なかなか、膨大な資料ですので、できるだけ、細部にまで目を通していただいていると思っておりますので、よろしくご審議の方をお願いいたします。

それでは、事務局の方から、よろしく、説明、お願いいたします。

(事務局)

事務局から、本日のご審議についての進め方について、ご案内をさせていただきたいと思えます。

2番の審議ということでございまして、まず、(1)事務局説明ということでございまして、まず、事務局の方から、資料に基づきまして、手続きの流れを、今一度、ご確認をいただいた後に、資料2によりまして、11月7日に、7名の先生の皆さまに、山梨の実験線の方に現地調査を行かれたんですけども、それについては、改めてご報告をさせていただきます。

その後、続きまして、次第の審議の2番の(2)ということで、事業者さんの説明ということでございまして、こちらにつきましては、JR東海さんから、以前、準備書に関しまして、委員の皆さんから、ご質問ご提出いただいた質問事項に対するご回答について、30分以内でご説明をいただく形をお願いいたしたいと思えます。

その後、次第の2番の(3)質疑応答に入っておりますが、こちらにつきましては、2時間ほど、質疑応答としていただければと思えます。

質疑応答の方につきましては、資料3、委員の皆さんからの質問事項に対するJR東海さんからのご回答ということ。

それから、資料4の意見概要書内容ということについて、適宜、ご確認いただければということでございます。

それから、本日、資料5ということで、意見概要書の内容を確認しまして、庁内連絡会の県庁内の関係各課に、改めて、質問整理表という形で整理してございます。こちらは、JR東海さんの方に改めてお渡しはしてないんですけど、県庁の方で、いろいろ、疑問点、確認したい事等というのを、改めて整理したものということになります。

それから、資料6っていうものが、中央新幹線に関する利水者の説明会についてということでお話しますが、これも、質疑応答の中で、ちょっと、事務局の方から、また、説明をさせていただきたいと思えます。

そんな形で、あと、質疑応答につきましては、「ア」と「イ」と分かれてるんですけど、まず、事業者さんからご回答あったことについての、事業者さんからの説明と質疑応答をしていただく。それから、「イ」といたしまして、意見概要書の内容も踏まえた形のご審議という形でございます。

また、こちらの方につきましては、また、その都度、ご案内させていただければというふうな。

今日のご審議については、そんな形で、流れで、進めていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

続けて、続きまして、事務局説明、2番の(2)事務局説明として、引き続き、入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、資料1および資料2について、ご説明いたします。

まず、中央新幹線の環境影響評価の手続きについてです。

現在は赤枠で囲われている準備書の段階になります。平成25年9月18日に準備書が送付され、事業者による公告・縦覧、意見募集を経て、11月25日に意見概要書が提出されました。なので、120日以内にあたる、26年3月25日までに、業者に環境保全の見地からの意見を提出してまいります。

知事意見提出までのスケジュールについて説明します。

本日が、リニア中央新幹線に関する審査会第3回目になります。今後は1月21日に、公聴会を開催します。現在は、公述の申し出を1月7日まで募集をしているというところでございます。

また、翌日、1月22日が、静岡市長意見を提出いただく期限としております。

1月下旬には、次回、第4回目となる審査会を開催し、2月下旬に、第5回目の審査会を開催。3月上旬に審査会から答申をいただきまして、3月25日までに知事意見を提出するというスケジュールです。

続きまして、資料2になります。

11月7日に実施した、山梨リニア実験線関連施設の状況調査について報告します。

現在、実験線の延長は42.8キロメートルが整備されておりまして、山梨県都留市にある実験センターと、実験線沿線に設置された非常口、および、残土処理場を視察してまいりました。

こちらが、11月の7日に開催した実験線の記録ですけれども、審査会の委員7名と、県から15、関係課5名が出席しました。最初に、このJR東海から、リニア実験線の対応について説明がなされました。

こちらがリニア実験線の試験走行の様子です。現在は7両編成ということ、長さ177.5メートルの実験車両が走行しているということでした。今後、12両編成、長さ300メートルでの実験走行が行われるとのことでした。

こちらが、リニア実験線に係る構造物のうち、非常口になります。工事の際には、ここから本坑まで掘り進められていきました。県内では、この施設が2カ所設けられる予定です。なお、本県で計画されている非常口は、幅9.5メートル、高さ8メートルの大きさで、中でトラックがすれ違える大きさということを伺っております。

また、保留地では、列車の通過時には音が聞こえてきたわけなんですけれども、そこまで大きい音ではありませんでした。その他は、3面張りの排水路や裸地。あと、埋立場所の存在などは、気になったところがございます。

こちらの写真は残土処理場の様子になります。残土を盛土して造成した土地を下から眺めたというような写真でございます。ここでは、本県に予定されている本線北側の残土処

理場の参考になると考えまして、見学してまいりました。谷地に、残土が 179 万立方メートル集められているという所です。ただ、実験線からの残土の搬入は半分ほどの 94 万立方メートルというところでございます。

埋立場の面積は、23.7 ヘクタールでありまして、土地造成することを目的に、山梨県が用意したというものです。

こちらが、残土処理場の盛土部上部の様子になります。見学した、この場所では、特別養護老人ホームですとか、サッカーグラウンド、ごみ焼却場等が整備されて活用されていたということでございます。

この現地調査後に、山梨県の富士吉田合同庁舎において、山梨県の環境影響評価等技術審議会の委員 3 名の方と情報交換を行ってまいりました。山梨県の委員さんは、地質の先生、騒音の先生、両生類の先生方が出席されて、意見交換を交わされたというところでございます。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上になります。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまの審議の経過につきまして、何かご質問とか、不足がありましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、質問に関しましての事業者さまからの説明の方を、よろしくお願いたします。

(事業者)

それでは、お手元に配布させていただいております資料 3 の方に、以前、ご質問のリスト。ご質問、頂戴いたしておりまして、それについて、今回、事業者の回答をまとめたものを資料として、お出しをさせていただいております。

これを、全部、逐一、説明をしていると非常に長くなりますので、主だったところだけ、ちょっと、図とか写真とか表があった方が分かりやすいかなというものについて、スライドで補足的に、今からご説明をさせていただきたいと思います。

まず、質問の 3 番。すいません。この資料の中の表の中で、質問に番号、通し番号をふらせていただいております。左から 6 列目ですか。その番号に従って、それに対応するようになっておりますので、質問と、両方、ご覧いただきながら見ていただければと思います。

質問の 3 でございますが、先日の視察の際に、これ、夏頃の話ですか。「300 人程度の宿舎ができることが説明されていたが、そこからの排水などの影響評価はどこに含まれているのか」というご質問でした。

現地に、先生方が視察された時に、1 カ所、非常口の付近の現場をご覧いただいたと思う

んですが、その時に関するご質問だと思います。

これに対するご回答といたしましては、宿舎からの排水による影響の予測については、第 8 章で「水質・水の汚れ」の項目におきまして、工事施工ヤードの設置に係る生物化学的酸素要求量について、完全混合式により定量的に予測をして、最終的な評価をさせていただいております。

工事施工ヤードからの排水量は、工事施工ヤードの設置の想定規模です。そういったものからやっております。具体的に、ちょっと、説明をさせていただきますと、これ、今のお話です。次です。お願いします。

ちょっと、私、その、このご質問の意図されているところは、多分、こちらをご覧になった時の話ではないかと思うんですけども、今、宿舎の関係。

これ、すいません。もう 1 回、ちょっと、おさらい。これ、大井川で、東俣、西俣川。これが、新幹線の予定されている路線でございます。よくいう、二軒小屋ロッジっていうのは、このあたりにございます。ここの非常口の付近と、この非常口の近くです。この 2 カ所、作業員の宿舎と、あと、もう 1 カ所、榎島に宿舎を、今、考えております。

これ、今の予測。それぞれの所で予測。BOD に関して予測をしております。

ちなみに、この環境影響評価っていうのは、公的な基準とかそういったものがある場合は、その基準との整合性について、ちゃんと見るということと、もうひとつは、事業者が実施可能な保全措置を取っているかという 2 点に着目して評価するんですが、この BOD に関しましては、こういうように公的な基準がございますので、これとの整合性を見るようにしております。

大井川につきましては、1 番、最上級の類型、水道 1 級という、1 番、厳しい環境基準が適用されるんですが、そこの生物化学的酸素要求量（BOD）が、1 ミリグラム／リットル以下になるというのが、基準として定められております。

ちなみにといいますか。その予測結果、具体的に、これも準備書に載っておりますが、それぞれの所で予測結果といたしましては、0.6 程度ということになっております。現況、0.5 あるいは 0.5 以下で計測できないような値になっているんですが、それが、今の作業員規模で予測をすると、0.6 程度になるということでございます。

基準との整合性という意味では、これを下回っておりますというのが、今回の予測の結果として、準備書に載せさせていただいている内容になります。

今、質問の 3 番については以上でございます。

続きまして、質問の 8 番につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。ページ、めくっていただきまして、3 ページ目でございます。

「水資源へのトンネルの影響については、具体的な方法を知りたい。上記データが基本となる二軒小屋の水は富士川水系に送られている影響が、かつて、あったか？水生生物の影響は」ということですが、これについてのご回答といたしましては、水資源の影響については、水収支解析を用いて、大気地盤中の水循環をモデル化することによって

予測を実施しています。水収支解析モデルというのは、鉄道技術研究所が開発したプログラムです。「トンネル掘さくに伴う湧水とそれに伴う水収支変化に関する水文地質学的研究」というものでございまして、山岳部のトンネルによる水への影響や、トンネル内の湧水量を定量的に解析することができます。

詳細については、準備書の資料編5-1の方に載せさせていただいておりますが、後ほど、スライドでも簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

また、二軒小屋の水が富士川水系へ送られている影響があったについては、今回、ちょっと、存じ上げておりません。確認をいたしておりません。

水生生物の影響については、動物の項目において、結果を書かせていただいておりますが、トンネルからの湧水と河川の表流水との温度差はほとんどないことから、生息環境に影響は及ばないと。鉄道施設の存在により、河川の一部である流量が減少するものの生息環境の影響は小さいと。事業者としては予測させていただいております。

具体的に、水収支解析について、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

静岡県内につきましては、南アルプスを通過するっていうことを鑑みまして、水収支解析を用いて表流水の影響について予測をしております。他にやっているのは、長野県と山梨県になります。

これは、ちょっと、概念的に申しますと、こういった山の形、山をモデルにします。ひとつはトンネルがあって山の中。トンネルにどのくらい水がしみ出すか。あと、地表水です。表面の水。これ、川の水ですが、川の水がどのように移動するか。地表と、その地下の山の中と水のやりとりはどうか。あと、さらに、この、元々の水の供給先っていうのは雨ですので、その大気からの水の供給、あるいは、蒸発散です。季節によって蒸発散にも変わりがあります。そういったものを考慮した、そういったものをモデル化したような、そういったものになります。

手順といたしましては、既存の資料調査および地質調査による現況把握。地形地質および地表水の流量と。ひとつは、先ほどの、山の中をモデル化いたしますので、その山の中での水の浸透のしやすさみたいなものを、地質調査からデータとして入力できるようにして入れます。

あと、地表水の流量と、これにつきましても、現況の河川が、実際、どのくらい流れているか。あるいは、季節によってどんな変動をしているかといったようなものをデータとして入れます。で、解析範囲を決定いたします。これは、影響範囲を想定して入れます。水収支解析モデルを作成と。そういったデータを全て盛り込んだ上でモデルを作成いたします。それを用いまして、事業実施による影響の解析をして、ひとつは端的にいいますと、その河川の流量がどう変わるといった結果を出すということになります。

解析条件ですが、ちょっと、詳しい話になってしまうんですが、解析手法といたしましては、先ほど、ちょっと、口頭でご説明をさせていただいた水収支モデルというものがございまして。解析範囲でございまして、あと、後ほど、図面もお見せします。図の方がいい

かな。ちょっと、図を。

こういったブロック、この点線、ギザギザの線で囲まれた所。このあたりを、これを解析範囲ということにさせていただいております。静岡県内におきましては、このあたりから、上、全部、全てが解析範囲に入っています。

これ、地下水に水が行くのは、表流水が行くのは、トンネルの近くからしか行かないんですが、河川流量を予測しますので、こういった流域に入る所、全てを予測範囲に入れて予測をしております。

そこで、後は、今の地形です。流域等、関係しますので、降った雨はどこへ流れてるかかっていったことに、地表のデータ。あと、地質構造。これは、ボーリング等によって岩盤の種類によって、浸透のしやすさ、あるいは、断層・破碎帯といわれる所がありますと、そこは、より一層、浸透がしやすくなりますので、そういったものも入れて、資料の中に元と、データとして入れてまいります。

あと、気象条件、これは、いろんな観測所のデータをいただいたという、気温とか、そういったもので、気象条件を入れさせていただいております。

推理定数です。今回、その地質調査の結果に、推定値で、浸透しやすさの係数になる、そういったもの等なんですけど、そういったものは、地質調査に基いて入れております。

トンネル水収支解析モデル、3つの3モデルっていうものが掲出されておまして、地形・地盤モデル。水循環モデル。トンネルモデル。というもので補正をされております。

その、1番、上の、水収支解析モデルが地形・地盤モデルなんですけど、山を、こういうブロック状にモデル化して区分します。それぞれ、これは、3次元的に、縦、横の水の移動を、これ、ここでやるんですけど、それぞれのそのブロックごとに、地質調査に基づいた透水係数です。水の浸透しやすさっていうのを、それぞれのブロックごとにデータとして入れてあげます。ちなみに、ブロックの大きさとしましては、平面方向に100メートルから100メートル。縦方向に25メートルと、そういったブロックを設定しております。

もうひとつ、水循環モデルですが、水循環モデルっていうのは、どういうやりとりがなされているかと。水がどういうやりとりがなされているか。最初の図にあったようなものなんですけど、雨が降って蒸発散して川の水が流れて、川の水から、また、蒸発したりとか、その表面の水が地下へ浸透したりというようなことがおきます。

ちょっと、これ、タンクモデル。模式図っていうんですが、こういったものが、地表水から、直接、流れていくもの。土壌水から、直接、流れていくもの。地表水から地下の山へ流れていくものといったものがございまして。こういったものをモデル化して、こういったところのやりとりを解析するというものでございまして。

ちょっと、1番、肝心といいますか。ここは、山の中にトンネルができた場合に、このトンネルに回りの岩盤から水がしみ込むもの。そういったものがトンネル湧水とよくいわれていますが、最終的には、ここに、トンネルの湧水としてしみ出すことによって、この上部に少しずつ影響を与えていくと。伝わっていくといったことを解析いたします。



すいません。ちょっと、今、説明してしまいましたけれども、今、ここです。トンネルが、どんどん、これ、掘り進んでいきますと、掘り進んだ所から湧水が湧いて、どんどん、影響が出ているというものになります。

今回、モデルの構築に必要なデータは、予測地域内における既往の調査結果ですね。河川流量の現況値、降水量から引用しました。入力する物性値や地質断面図に基づいて文献調査や地質調査の結果から設定をいたしております。

ちなみに、その河川流量データですが、この前、水利調整協議会のあとも、水利用課さんから、いろいろ、お問い合わせを受けておりますが、実際、使っているデータといたしましては、我々、手に入れられるものをできるだけ、期間長く、地点多く、というふうに考えておまして、データの種類、いろいろ、ございます。

これ、我々が、平成18年ぐらいからやっておる調査ですが、これは、6～7年やっております、36地点について調査をしております。それ以外にも、いろんな電力会社さんとかは、いろいろ、データを取っていらっしゃいますので、それについて、ちょっと、提供をお願いいたしまして、例えば、水のデータですと、平成9年ぐらいから使わせていただいておりますので、ある程度、気候変動みたいなのところも、ちょっと、これで管理ができていのではないかなと。以下、ちょっと、省略させていただきます。データを使わせていただいております。

降水量データでございますが、これ、木賊に測水所っていうのがございまして、そこで、降水量を取っております。井川まで行くと、測候所あるんですけども、大井川の上流部って、なんか、雨量が、元に比べると、それじゃ多いんじゃないかと。そういったような説もございまして、1番、近い所のデータを使うという。こういうのを活用させていただいております。これも、平成9年からのデータを使わせていただいております。

あと、水収支解析。地質、地下地質の予測分でございますが、こちらにつきましては、先ほど、申しましたように、地形・地質調査の成果から、こういった山の中を、いろんな岩盤の種類によって区分をしております。

この岩盤の種類によって水のしみこみややすみみたいなものが違いますので、それを、それぞれの値を設定をいたします。あるいは、こちらに、黒いトーンで示したのが断層とか、断層破碎帯とか、割れ目集中帯と呼ばれるものなんですけども、これも、かなり、地質調査の方で把握できている範囲の中で、我々が、こういった破碎しているのではないかとというふうに把握した所を、今回のモデルに入れております。こういった黒い所は他の所に比べると、浸透がしやすいといった事象がございまして、それを、このモデルの計算には、浸透しやすさを考慮して計算をしています。ちょっと、分かりづらいんですが、ここにトンネルがあると。トンネルがあつて、そのしみこみややすい所から、より、ちょっと、トンネル湧水が少し多めに湧くとか、固い所から少な目に湧く。それを、上から、上との関連で、水の動きがあつて、川へ流れる水の量が変化するという事。こういったものを元に予測をしております。

すいません。ちょっと、長くなりましたが、質問の8については以上でございます。

続きまして、質問の9の方に移らせていただきたいと思います。

質問の9、あるいは、40の5で「断層による破水があった時に、具体的な対処方法を明記。1番、破水した時は地下水は元へ戻らない。断層帯の調べ方がスミアー法では全く具合が悪い。どのように補完するのか」これにつきましては、湧水に対しましては、止水のための薬液注入やトンネルの1次覆工と2次覆工の間に防水シートを設置する方法などを検討しています。すいません。ちょっと、これ、後で、図でご説明させていただきます。

断層帯につきましては、現在、写真判読であるとか、地質踏査、ボーリング調査、物理探査の結果を踏まえて、分布を調査しており、スミアー法は用いておりません。また、掘削の際は、本坑に並行な位置に平行して、断面の小さい先進坑を掘削することで地質の状況をさらに詳しく把握しながら施工していきたいというふうに考えております。

ちょっと、これに関連しまして、似た、同様の質問を、最後の質問、14ページの40番の質問ですが「施工概要にある、地質の悪い所をどのような方法でチェックするのか。コアがない時の対処法と断層確認方法など」というのがございます。これ、先ほど申しました本坑に並行して断面の小さい先進坑を掘削するというで状況を把握していくというふうに考えております。

具体的に先進坑の話、これ、準備書の方に載せさせていただいておりますが、我々、静岡県内におきましては、これ、新幹線の線路のトンネル。我々、本坑と呼んでいる。本坑に、さらに平行して、まず、先進坑という、少し断面の小さいもので探るといったことをしながら地質を把握しながらやってまいります。さらに、ちょっと、ここにプラスアルファといたしまして、ここに書いてございませんが、地質の状況によるんですけども、この連絡、先進坑の先端から、切羽から水平方向にボーリング調査も、状況に応じてはやりながら、我々、1,000メートルクラスの水平方向にボーリングができるという技術的な目処が立っておりますので、そういったものも活用して、徐々に探りながらやっていくということで、地質調査につきましては、地上からできるボーリング踏査でカバーできない部分は、こういったところで補完しながらやっていこうというふうに考えております。

次、お願いします。

先ほどの、対策工の関係でございますが、薬液注入坑っていうのは、やっぱり、そういった、先ほどの、山の部分で断層破砕帯みたいな話がさせていただきました。ある程度、地殻変動が、その山の活動によって少しもろくなっていた場所です。そういった所は、やっぱり、水がしみ出しやすくなりますので、薬液注入といったセメント系のものを入れて地盤を固めるといったことをやります。

あと、防水シートの関係ですが、トンネルっていうのは、1回、掘った後、掘ってすぐに、1回、コンクリートを吹き付けているっていうことをします。さらに、2次覆工といたしまして、トンネル2重巻にするんですが、その二重巻きのする間に防水シートっていうのを、今回、施工するというで計画をしております。

今回、よく話題になっている、一声 2 トンっていうお話がありますけれども、それに関しましては、こういったこと考慮せずに、まず予測をしたという段階の数字でございます。今後、こういった保全措置も施工する段階ではやることによって、できるだけ、そういった影響を軽減していくといったことを考えております。

引き続きまして、質問の 10 についてやらさせていただきます。

質問の 10 は 3 ページにお戻りいただきまして、「山梨県にかけての瀬戸川帯は出てないのか。そこには大きな断層がある」ということで、ご回答といたしましては「準備書では、主要な活断層として、地震調査研究推進本部における活断層の長期評価資料および『日本の活断層』これ、活断層研究会というところが出しているんですが。に、記載されている活断層のうち、确实度または活動度が高いというふうに表記されているものを準備書の方に記載をさせていただいております。

ちなみに、こちらの方、これが、地震調査研究推進本部における活断層の長期評価資料というものです。こちらの方に、こういったものに、活動性の高いものといったものが載っておりますので、そういった載っているものについては、準備書の方に記載をさせていただいております。

もうひとつ、これは「日本の活断層」という割と有名な書物なんですが、活断層研究会東京大学出版会による活断層といたしまして、に記載されているのは、こちらにあるものでございます。

我々の、今の、静岡県内の中央新幹線の近くにおいては、この赤い線で示されたものが断層として表記をされております。确实度の高い断層といたしまして、榎島の西方から畑薙以降西方に分布している、この畑薙山断層っていうのが記載されています。こういったものに載っているものについては、記載をさせていただいております。

瀬戸川帯につきまして、静岡県内では、瀬戸川帯といえるものは無いんですけれども、山梨県側には、確かに、瀬戸川帯がございまして、こういった文献に出てくるような断層はございませんでしたが、当然、先ほど、水のところでご説明させていただきましたように、我々の地質調査の中では、こういった所に出てくるレベルではないんですけれども、過去の断層活動等で生まれたと思われる断層、破碎帯です。規模の小さいもの、あるいは、活動度が今は低いと思われるものについては、いくつか把握をさせていただいております、例えば、先ほどの水の流量の予測については、そういったものも反映して予測をさせていただいております。

質問 10 につきましては、以上にさせていただきます。

すいません。質問の 15 でございます。これ、ページの 5 ページの方にいっていただけますでしょうか。

ご質問の方は「人為的な移植によりヤマトイワナとニッコウイワナが混在する場所では、外部形態では両亜種の同定は困難とされている。今回、イワナの亜種の同定方法については専門家の助言を受けたとあるが、具体的にどのような助言があったか」ということで、

これにつきましては、これも、ご回答させていただいておりますのは、大井川のヤマトイワナとニッコウイワナについては、外部形態について4つのポイントでやるべきだというアドバイスを御得しております、それに基づいて判断をしております。

1つは体の色です。ヤマトイワナは濃い、または、やや暗い。ニッコウイワナはやや暗い、または明るい。

パーマーク。あの丸いマークです。ヤマトイワナは細長く多い。または、細長だが少ない。ニッコウイワナは細長だが少ない。または、太くて少ない。

体色有色斑紋。これは、ヤマトイワナについては濃い朱紅色っていうんですか。ニッコウイワナは淡い橙色または、ごく淡い、ないしは、認められない。

体側白色斑紋は、ヤマトイワナは未成魚では、多少、あっても成魚ではない。ニッコウイワナは未成魚・成魚ともに体側から背方にかけてあるということ。

ヤマトイワナの特徴に全て一致すれば、それはヤマトイワナというふうに、ニッコウイワナの特徴に全て一致すればニッコウイワナと。中間的であれば、交雑個体ということで見なしまして、今回、同定をさせていただいております。

これは、我々が具体的に用いた方法になります。

続きまして、質問の27、34に移らせていただきたいと思います。

こちら、ページでいきますと、10ページになります。

10ページの質問27で「伝付峠ガレ沢へ発生土を捨てるために土砂排出口を掘るとあるが、ガレ沢へ捨てる土砂量と、土砂排出口から出る土砂発生量はどうか。さらに、伝付峠先の、崩落地を発生土で埋めつくすことについて、その工法および安全性、環境保全について。その他、河川横の土砂置場について、大雨や鉄砲水による土石流などの危険性についての認識は」ということでございます。

これ、今までも、従前、いくつかのところで、まず、発生土置場の具体的な計画については、まだ、今後、行政、林部関係です。あるいは、河川関係の行政さんと、今、打ち合わせをしていただけるような、我々、今、地質調査の結果を踏まえながら、設計を固めていくということで、具体的にどこにどれだけ置くっていうのは確定していないというのが現状でございます。

これは、徐々に、事業が進んでいく段階で固まっていくということで、準備書については、おおよその範囲だけを、発生土置場についてはお示しをさせていただいております。

具体的に、今、ボリュームですが、ただ、出てくるボリュームについては、360万の内訳については、ある程度、想定がございますので、これについては、ちょっと、今からご説明をさせていただきます。

現在、今回、360万っていうふうに準備書にお示しをさせていただいた発生する方です。どこへ入れるかではなくて、どこから出てくるかというお話ですが、これにつきましては、本坑の方から、約150万立方メートル。先進坑から73万立方メートル。非常口2カ所から約76万立方メートル。工事用道路のトンネル構造の工事用道路作ります。それから59万

立方メートルということで、約 360 万立方メートルになります。

これ、それぞれの根拠といたしますか、内訳なんですけど、本坑につきましては、断面積を、今、約 107 平方メートル。これで掘削断面積です。あと、有効断面積っていうのと掘削断面積は、ちょっと、違います。先ほどいいましたように、コンクリートで後で巻くという作業いたしますので。と、あと、後でガイドウェイとか置きますので、有効断面積より非常に少し大きめの断面積になります。

それに延長が、この間、9,400 メートルということで。先進坑が 55 平方メートルの 9,400。非常口 2 ヶ所が 68 平方メートルの 6,800 メートルで、工事用道路の 48 平方メートルの 1,500 メートルということで、ただ、こちらの先進坑、非常口、工事用道路については、施工で決まってくる場合もございますので、多少、内訳の変動はございますが、予測上の、準備書上の想定といたしましては、こういった内訳でおかせていただいております。

それぞれ、そこに、これ、単純に掛けても、なかなか、こういうふうにならない。この体積にならないんですが、さらに、ここに増え率っていうのがございます。山から掘り出すと山にあった体積よりも、どうしても隙間ができるので体積が増えます。そういったものを、岩の種類によって、1.3 とか、1.4 とかっていう、種類、数字を、適切な数字を入れて掛けあわせたものが、こういう、一応、数字になるということでございます。

ちなみに、こちらで想定している断面でございますが、今の本坑の方ですが、こちらが、今の標準的なサイズです。本坑につきましては、これは、準備書に載せさせていただいているんですけど、横が、幅が、約 13 メートルで、縦が約 8 メートルということになります。

あと、先進坑につきましては、こちらにお示しするとおりでございます。同じく非常口につきましても、こちらにお示しするとおり、工事用道路トンネル。それぞれが、この 3 つにつきましては、工事施工上の、現時点で、準備書で想定している断面だというふうに捉えていただければと思います。

すいません。続きまして、駆け足で。

質問の 30 について、補足説明をさせていただきます。リストの 11 ページになります。

「エコパーク登録予定地域に対する環境影響に関する考えと対策について聞きたい」ということでございます。

ユネスコエコパークの推薦地域でございますが、これ、静岡市さんの資料なんですけど、これ、我々の、エコパークの計画と我々の計画を、今、重ねさせていただいています。エコパークにつきましては、この赤い所が核心地域とって、ほぼ、どちらも国立公園と一致するような所で、厳重に自然を守っていこうという地域と聞いております。その回りに緩衝地域というのがございます。これ、移行地域っていう、この黄色い所っていうのは、経済活動とか、人が居住は認められるような場所になるんですが、そこと、その核心地域の緩衝的なバッファゾーンと呼ばれているところですが、この薄い色です。こういった所が緩衝地域といたします。こういった所は、居住だとか、経済活動は無理だ。できないんですが、例えば、研究活動とか、そういったものはやってもいいというふうに一般的になさ

れている場所でございます。

我々、今回、工事を計画するにあたりましては、極力、これまで、電力、発電工事とかに使われた場所であるとか、林業で既に過去に伐採された場所であるとか、あるいは、林道をできるだけ近くといった所を、場所を選びながら、発生土置場であるとか、こういった非常口を選んでまいりました。その結果、全て、こちらが、その移行地域という所に入っております。分かる範囲で、極力、配慮をさせていただいた結果がこういった形になっているというふうに考えております。

あと、今の配慮の関係でございますが、今、こういった場所の選定の方法ですね。こういった場所を、いろいろ、選びます。できるだけ既存の既往の道路を使用して、道路改良工事なんかをしないようにしたいというように考えております。

あと、ベルトコンベアーの採用によって工事用車両をできるだけ減らしたいなといったことを、まず、配慮していきたいと思っております。

あと、ちょっと、これも多いので、少し、省略させていただきますが、割と、といいますか。今回、南アルプスエコパーク。非常に、皆さん、ご懸念が強いつてこと、準備書を作成しているような時から、我々もひしひしと感じておりましたので、いろんなことを考えさせていただいております。静岡、割と、他の県でやってないことを、いくつか、ここに挙げさせていただいております。

ちょっと、読み上げるのは時間の関係で省略をさせていただきますが、例えば、こういう、陸産貝類、蘚苔類の調査っていうのは、静岡県の知事意見に基づいて、こういったことを考慮してやっているものとか、作業員宿舎の設置のこの水の汚れです。これも静岡県だけ、今回、こういったことを考慮してやらせていただいているということをさせていただきます。

先ほどいいました、水収支解析です。これについても、南アルプス地区と、一部、中央アルプスに近い所もやっておりますが、そういった所だけ、こういった定量的な解析をやらせていただいております。

エコパークに関しては以上でございます。

続きまして、質問 30 でございます。これは、同じページで、前回の審査会の時もあったのかな。「ミヤマシシガシラの詳しい生息地と、その環境、また、可能なら、その証拠標本の提示を是非ともお願いします」ということで、この種類は、主に扇沢などの亜高山帯です。寒い所のものなんです。確認されておりますので、今回、その見分け方としましては、ミヤマシシガシラは、葉がざらついて、もう、そのシシガシラとの違いは葉の太さが違うんですか。こういったところで、割と分かりやすいっていうことで目視で同定をさせていただきます。

我々、今回、選定基準は、我々が考えた選定基準といたしましては、レッドデータです。レッドブックであるとか、あるいは、静岡県のレッド、あるいは、そういった文献で、絶滅危惧種、想定されているものとか、そういったもので選定基準にさせていただいて

ます。そこを単純に用いた場合には該当しなかったんで一般種とさせていただいております。これ、我々の考え方なんです、そういう意味で、確認はしておりますが、一般種というふうに判断を、分けをさせていただいております。

続きまして、質問の 36 でございますが、質問 36 は 13 ページでございます。

「東俣林道について、廃土運搬について既存の道路を補修して活用するとあるが、補修の範囲と具体的な内容を説明して欲しい。機能復旧を行う作業および舗装程度とあるが、その程度はどのくらいか」ということでございます。

これ、我々は、安全面と環境面から工事に必要と考える補修や安全設備の設置、舗装を、今、実施しようというふうに考えています。主な内容としましては、擁壁とか落石防護ネット、法面吹付けの補修や取り替えです。これ、新しく作るというわけではなくて、今まであったもので破損しているものを直すという発想になっております。あと、道路に残された崩土です。これも、かなり、置きっぱなしという、ちょっと、言葉はよくないんですが、置き去りにされているものがございますので、そういったものを撤去すると。あるいは、ガードレールやカーブミラーです。車両も増えますし、ここ、エコパークで登山の方も増えるかもしれませんので、そういった方、一般の交通の方との安全確保のために、こういったものを設置を考えております。あとは、埃、砂埃、粉塵の関係で、路面の舗装っていったものを考えています。

具体的な設計については、事業者が、勝手に、なかなか、決められない部分もあって、林道管理者と、徐々に、打ち合わせを、今、下打ち合わせ的なことを、今、始めさせていただいております。これから、どんどん、具体化していくんですが、そういったところで決めていきたいと思っております。

少し具体的にお示いたしますと、こちらが林道東俣線の 1 部の写真でございます。ここにも、ちょっと、柵の、鉄骨の中に柵のようなものが見えると、杭みたいのが見えると思いますが、これは、元々、ここまで林道があったという場所になります。こういった所に、法面が崩れてきて、擁壁が覆いかぶさっているような状態になります。元々、あった、多分、あったであろう柵も土砂によって壊れていたりとか、ある程度、もちろん、管理者の方で、この崩土も撤去されるんですが、幅を確保すれば、それ以上は取らないという、こんな状態で置かれているので。

こちらは、今度は川側の方です。ここにガードレール。割と新しいガードレールがあるんですが、こちらも崩落をしまして、この下に、ある程度、擁壁みたいなものがあったのか、途中のガードレールは、ちょっと、分かりませんが、こういった崩れた状態になっております。

これは、吹付けです。これも、多分、20~30 年以上前の吹付けだと思いますが、こういったものが、やっぱり、気温の変化が激しいので、凍結等もございますので、こういった吹付けが破損してくるとい現象が起きております。こういった破損した所から、先ほどありましたように、また、ボロボロ、ボロボロ、土が落ちてくるといったような、そんな

ような状況になっています。

施工のイメージなのですが、こういった崩れている所の土を撤去させていただいて、幅員を元へ戻すというようなことをしたいと思ってます。あるいは、崩落土によって、こういった柵が壊れてしまっているようなもの、あるいは、網が取れちゃっているようなものは、安全確保のために、こういった網を復旧して、多少の落石であれば、ここで止められるように、そういったような修復をしようと思っております。

あと、法面ですが、法面も元は、多分、こういう形だったと思うんですが、これは崩れてしまって、どんどん、林道の方へ土砂が落ちてくるような状態になっている所。こういった所は、法面の修復をしたいなど。あるいは、この川側で、こういう崩れてしまっているような所です。こういった所も修復をしないと、というふうに考えております。

要するに、新しく擁壁を作って道を広げるという意味ではなくて元の形に戻すといったことを想定しております。質問の36については以上でございますというか、事業者からの質問に対する答えの主だったところを、今、一応、ご説明させていただきました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

質問範囲が非常に広範になっておりますので、これをどういうふうにやるかにつきまして、ちょっと、事務局の方から、よろしくをお願いします。

(事務局)

事務局の方から、ご案内をさせていただきます。

次第の、今、2番の(2)事業者さんの説明というところまで済んだ形になります。続きまして、2番の審議の(3)の質疑応答ということでお願いをしたいと思うんですが、質疑応答の方につきましては、次第にあるとおり、大きく2つに分けてございます。

まず、「ア」ということで「委員質問に対する事業者回答」ということで、今、ただいま、JRさんからご説明いただいたことについての質疑応答ということでしていただくのが、まずひとつ。こちらの方につきましては、時間の都合上、11時まで、大体、30分ぐらいになってしまいますが、30分ぐらいでの質疑応答ということでお願いしたいと思います。

その後、10分ほど休憩。11時から11時10分まで休憩ということでしていただいて、11時10分頃から再開ということで、引き続き、質疑応答の、今度は「イ」の「意見概要書について」ということで、その11月25日に意見概要書としていただいて、その中にJRさんの見解も入っているんですけども、そちらに中心にした形でのご審議という形で、「イ」の方で進める際に、また、事務局の方から、冒頭、ご案内をさせていただきたいと思えます。ということで、まず、(3)の「ア」の方の、事業者さんのご回答に対しての質疑応答ということで進めていただければよろしいかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(会長)



それでは、今のような具合でやりたいと思うんですが、かなり、たくさんの質問がありまして、実際、ご回答いただいたのは全てではございませんので、それ以外のところでも、やはり、この回答を見て、何かご質問、あるいは、さらに、質問などをやって進めていただけるかと思えます。

それでは、ただいまの事業者さんの回答に関しまして、質問いただければと思います。

(委員)

いろいろ、質問させていただきたいんですが、1点ずつお願いしたいと思います。

質問のNo. 8のところに、ここの回答の、1番、終わりなんですけども、そこに「鉄道施設の存在により、河川の一部で流量が減少するものの、生息環境への影響は小さい」というふうに予測をされているんですが、この理由について、ちょっと、教えていただきたい。

(会長)

すいません。資料の番号を、皆さん、確認をしてください。

(委員)

資料の3のところですか。審査会委員からのご質問等への回答というところですか。この中の、No. 8です。

(会長)

No. 8ですね。

今日、これに関しましては、さっき、ご説明いただいたわけなんですけども、私が質問したものとか、どちらも含まれておりますので。

(事業者)

今回、河川流量につきましては、こういった予測結果。これ、位置的なものを示させていただいておりますけれども、よく、一声2トン、2トンって、最近、新聞等を賑わせておりますけれども、その2トンっていうのは、多分、こういったところを、これ、上の段が工事をする前の水の量で、下が工事をした後、どうなるだろうかと。水の量の予測を、数値ベースの表現になっておりますが。

例えば、こういったところで、単純に引き算をしますと、2トン減るといったところが、2トンと呼ばれているところがございます。これ、あくまでも予測なので、今後、事後調査もしていきますし、保全措置もしますので、必ずしもこのとおりになるというふうに決まったわけじゃないですけども。

こういった予測の結果を見ていただきますと、例えば、東俣川、こういった所は、ほとんど変化が非常に少ないといったこととか、あるいは、西俣の、ちょっと、上流に行くと

変化が非常に小さくなると。多分、今回、予測範囲、影響範囲に出てない下股とかは、ほとんど水の量、変わらないんじゃないかなということ、水の減る所は確かにあるんですけども、減らない所もあるということと、あと、2トンという量が、ただちに魚に対する大きな影響を与えとも、なかなか、いいきれぬものでないだろうということ、今回、こういったような予測の、事業者としては、予測の書き方をさせていただいております。

(委員)

関連することなんですけども、例えば、国交省は「正常流量検討の手引き」で魚種別必要水理条件を示しまして、例えば、イワナについても、産卵をする時に、流速が何センチメートル毎秒。また、水深が何センチメートルは必要というふうなことをいっているんですけども、そうしたような基準というのは、例えば、このイワナの産卵が行われる支流なんか、全て、クリアしているというふうにお考えなんでしょうか。クリアをしているというのであれば、水質は別にしても流速・水深についての影響は、イワナについては大きくないかもしれない。どうでしょうか。

(事業者)

一部の小河川ですね。上流の方に行くと支流がいくつかありますので、必ずしも、そうならない場合もあるかもしれませんが、そこまでは今回は検討しておりません。

もし、ただ、河川維持流量っていうのは、大井川水利調整流量協議会ですか。そういったところで、千石付近で決められているものがありまして、ちょっと、そういったものの整合性については、ちょっと、勉強で、1回、整合性、確認させていただいたんですが、それについては、クリアしております。ただ、全てがそうかっていうと、必ずしもそうではないっていうことは、やっぱり、一部、河川については影響があるってことは否定しているものではございません。全体としてはそうではない所もあるので、生息環境は保たれるんじゃないかっていうのが今回の予測でございます。

(事業者)

すいません。ちょっと、補足させていただけますか。

先だつての、水利用協議会の皆さまにもご説明させていただいたんですが、2トン減るという、2トンの数字の意味合いについてなんですけど、アセスの中で予測をしている2トンということなんですけど、それは、あくまでも、先ほど、モデルについて、少し、詳しく説明させていただきましたが、何も対策をしてない。その防水シートとか、薬液注入とか、覆工も巻いてないような、アルプスにそのままの素掘りのトンネルがあるという前提条件で計算した結果の数字であるということなんです。

我々、その上で、アセスの手法ですが、保全措置をきちんとやりますと。ちゃんとした防水シートも施工中の注入もしっかりやりますということで、その2トンを可能な限り減

るということをやらせてもらいますということで、アセスの評価として、そういう保全措置を取ることで影響は小さいということを書かさせていただいてるということでありまして、2トン減るけれど影響が小さいということをいってるわけではないということでございます。

それから、併せて、お話をさせていただきたいのは、先だっつの会議でもご説明させていただきましたが、実際に影響が出る可能性があるというのは、トンネルが繋がった後ということでもありますので、しばらく、これ、大体、7年ぐらい。着手してからを想定してますが、その間は、全て、出てくる水については、ポンプアップして大井川に返すということになりますので、それまでは影響が出ないと。その間、そういう間、時間がありますので、

事後調査もありますし、しっかりとモニタリングをして、どういう影響、変化が生じそうかということをよく見極めて対策を。最終的な、その方法を、状況に応じた対策をやっていきたいというふうに考えております。

万が一、繋がった後、変化が生じて、やはり、減るということであれば、先ほど申したように、工事中はポンプで水を汲み上げておりますので、そういったものを引き続き利用しながら大井川に水を返していくということも選択肢のひとつだということで、ご説明をさせていただいております。

そういう意味において、大井川の水流に対しての最終的な影響は少ないんじゃないかなということ、事業者としては考えていると。そういうようにしたいということであることを、少し補足させていただきます。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ちょっと、ただいまの回答っていいですか。それに関しましては、皆さん、資料の6がございまして、これが、利水者の説明会の結果をまとめたものでございますので、これを、ちょっと、見といてください。これに合わせて説明。話があると、いただいたわけですね。

それでは、今の話なんですけど、はい、もうひとつ。

(委員)

すいません。

まだ、他にも、いろいろ、あるんですけど、あと1点だけ。

この「位置によっては、この流量の減少があつて、この生物への影響があるかもしれない」というようなお話だったんですが、実は、この水量が減少するだろうというふうに考えられてる地域に、希少種である、このヤマトイワナが、コンサルさんの調査では、あ

るいは、同定基準では取っていないんですけども、私たちの淡水魚の研究のグループでの調査とか、あるいは、個人的に情報提供をしてくださった、その方のデータでは、少なくとも、3点はあるんです。その中の2つの地点については、ニッコウイワナは全くいなくて、全くそこにはいなくて、純粋なヤマトイワナしかいないというふうなこともあるんです。

その辺の位置情報については、また、後で、この会議が終わってからでも、また、話をさせていただきたいと思うんですけど、今回、水量が減るといふところ、そうした希少種が住んでいるというふうなことでありますので、また、今後、どういうふうに保全していくかってことが、大きなテーマになっていくだろうというふうに感じます。

以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それに関しましては、また、後でやっていただければと思います。

それでは他にあると思うんですが、ちょっと、私の方から、先ほど、説明いただいた中で、8番の質問です。そのところで、読んでいただいたところで、トンネルの中から出てくる水と、それから、揚水の、これが、温度差のことをいっておりますが、これが無いというふうに書いてあるんですが、これが非常に大きな間違いですので、いわゆる、つまり、地下水というものは、年平均気温にほぼ一致すると。当然、現在は冬ですので非常に冷たい水が流れていて、それから、夏ですと、当然、かなり高い。ここ、平均気温、何度かは、ちょっと、分かりませんが、10℃ぐらいでしょうか。そのぐらいになってるわけで、ここの説明が、ちょっと、非常に困るんですけど。

これ、こんなことはあり得ないんです。つまり、要するに、地下の400メートルとか500メートルの所から上がってくる水は、少なくとも、10℃以上であろうと。ところが、地表水は、0℃とか、今、2℃以下です。氷が混ざるわけですから、これが環境に影響が無いわけがないんじゃないですかということ。

ですから、皆さんも、そのことは、大変、その水を出す量の問題もそうです。だけど、質の問題もそうです。それから、揚げる時に、要するに、下の場合は、発破をかけたり、いろんなことが起こした、要するに、岩砕を、非常に粘土質だとか、そういうものを大量に含んでいる水ですから、綺麗な水を、一応は綺麗な水になりますが、もちろん、崖だとか、崩れとか、そういう時には違いますけども、そういう違った性質がもちろんありますけれども、基本的にそのところを、この書き方ですと。

(副会長)

この資料6に「施工中は汲み上げて大井川に戻す」ということが書かれていますが、大井川のどこに戻すのか。その施工中に組み上げるっていうのはポンプを使うということだ

と思うんですが、そこら中にポンプを置くことは不可能なので、戻す場所っていうものが、ある程度、あるわけですね。その場所によって、今、会長がおっしゃったようなことが起こってくると思います。どこなのかということは、まだ、分かりませんか。

(事業者)

水を戻す場所ですが、作業期間中は、こちらの非常口のある所。

(副会長)

非常口。

(事業者)

はい、非常口の所からトンネルを掘り進めますので、そこから汲み上げます。こちら、千石橋の付近の非常口と、西俣川、ちょっと、上流の掘った所の非常口の出口で。

(副会長)

2カ所じゃないですか。

(事業者)

あと、先ほど、水温の関係ですが、これ、趣旨といたしましては、我々、ボーリング調査を、昨年と今年やっておるんですが、それで、かなり、地下の水が出てきますので、その水温を測った所、大体、河川の温度と同じぐらいあるんです。季節による変動はございますが、我々、確かに、ボーリングやってるのは、冬ではなくて春から秋にかけてやりましたけれども、その間ですと、河川の温度とそれほど大差がなかったということで。

最初、これ、知事意見かどっかにあったんですけども、ヤマトイワナに限らず、イワナ類っていうのは水温が高いと生息しづらい。15℃を超えると生息しづらいといわれていますので、そういったところを、ご心配なさっている向きもあるのかなということで、思ったほど高い温度の水が、ボーリングから出てこなかったもんですから、そういった意味でこういった記載をさせていただいております。

確かに冬は河川自体の水温が低くなりますので、それとの温度差は出てくると思いますけれども、趣旨としては、そういった趣旨で書かせていただきました。

(会長)

やはり、こういった、先ほど、今、委員の方から、ヤマトイワナを、これは代表として、これは、もう、トップにいるわけですので、それが、どうなっているのかというのは非常に大事であるという、そういう認識が、皆さん、お持ちだと思います。

だけど、結果的には、そのトップを支えているものが無くなると、トップもなくなる

わけですので、そういう生態系であるっていうことを、やはり、我々は、こういう場所で、やはり、再認識して、これだけあればいいよっていう話ではなくて、いろんな所を、やはり、見ていただきたいということも、1番、大事だろうと思います。

ですから、水のこと、結局は、イワナ自身には、まだ、大きな魚ですので、少々の変化も大丈夫でしょう。だけど、餌になるものに関しての影響っていうのはどうなってるのかっていうことが分からなければ、イワナのことまでいえないわけです。そのところを、やはり、こういう場で議論していただきたいのと、それから、その影響がないというのではなくて、どういう影響が考えられるか。それを避けるにはどうしたらいいのかということを進めていただきたいんです。もう、それで、お終いには絶対にならないと思いますので、よろしく願いいたします。

それ以外にいかがでしょうか。

はい。

(委員)

水の件について、もう少し、教えていただきたいのですが。

施工中は大井川に戻すということで、トンネルができた後で、どうなるかが問題になると思うのです。その時に、もし、水源の量が減ってしまって、水源が確保できなかった場合は、例えば、この準備書を読むと、その他の水源を確保して、水資源を保障していくと書かれています。まず、その他の水源の確保っていうのは、どういうふうにされるのですか。想像できないので、ちょっと、教えていただきたい。

そういうことをすることによって、また、別の環境影響っていうのが出てくるのではないかと考えるんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

(事業者)

その他の水源っていいますと、まず、1番に考えられるのは、今回、準備書で水資源の中で、1つ、具体的に挙げさせていただいてるのは、二軒小屋ロッジと樫島ロッジで、井戸をお使いになってらっしゃいますので、井戸が河川と同様に地下水の影響を受けて、水位が下がったりといった現象が想定されます。あり得る現象だと思うんですけども、そういった場合に、新たに井戸を深く掘るとか、あるいは、沢から水を引っ張ってくるとか、例えば、具体的にはそういったものもあります。

今の下流域の2トンってところの話は、具体的には、今回、記載はしてないんですけども、代替水源として、やっぱり、井戸とか、そういったものが想定されるんでしょうけれども、ただ、規模的に、2トン、まるまるって、また、井戸も、井戸自体が地盤沈下だとか、いろいろ、ございますので、それは確かに影響あるとは思いますが、

それに関しましては、先ほど申しましたように、もう、すぐ、そこに井戸に行くっていうわけではなくて、まずは、その減る量を減らすっていうことと、減ったら、最後、選択

肢としては水を戻すっていう方法がありますので、そういうったものもやって、多分、2トン、まるまる、井戸水で、大井川の不足したものをカバーするっていうのは、ちょっと、今のところ、想定する必要、現時点ではしていません。

最後、最悪、もし、その水が、多少、減って、農作物に影響が出たら保障っていうのも、手法としてはあると思うんですけども、我々はそこまでいく前に、今の水を減らす量を減らすっていうことと、もし減ったら、その水を戻すといった手法も含めた保全措置を考えているということで、まずはやりたいというように考えてます。

(副会長)

なんか、ご回答の中で、沢から水を引くっておっしゃったのが、1番、気になったんですが、大井川は基本的に洪水とかでメチャメチャになる川なので、その場合、本流の底生動物が、もう、総ざらい状態になってしまうんです。そういう時、細い沢から、それが、また、流れこんで復活できるようになってるんです。沢をやられるということは、本流が洪水とかでやられた時に復活できなくなってしまうんです。

それこそ、魚類の餌になるものですから、そういう底生の生き物というのは。沢から水を取る時は、本当に気をつけていただかないと、もう、取り返しのつかない状態になると思いますが、いかがでしょう。

(会長)

お願いいたします。

(事業者)

それについては、もし、そういったケースが出た時は、しっかり考慮したいと思います。ただ、沢っていう沢、全てから、そういうことをやろうということも考えてませんし、沢の水を、全て取っちゃうってことも考えてませんので、実際に、そういうロッジの水が枯れて、沢から取らなければいけないっていう現象が起きた時には、そういうことも考慮して、取り方なんかも考えていきたいと思います。

(会長)

今、実際に、具体的にどういうふうな定点で、そういうものが判断され、そして、そういうような決まった水を減るのかっていうところが、要するに、やはり、ちょっと、今、すぐにどういうことをイメージしてるかっていうのも、事業者さんの方も、あまりないかと思いますので、そういうことに対しての、やはり、かなり、きめ細かなプランを作っていないと、ここの生態系の影響がないということは無いんじゃないかと思います。大きな影響だということですので、その辺はよろしくお願いいたします。

委員、いかがでしょうか。

(委員)

すみません。

私も水の影響のところでは質問がありまして、今、説明していただいた水資源解析モデルで得られる解の中には地下水もありますか。

地下水位は別の方法でも求めてらっしゃいますね。高橋の水文学的方法。結局、その手法については記載されているんですが、また、データそのもの、求められた数値については、準備書に記載がなく、両者のモデルは相互に依存しあっているのか、もし、依存しあっていないとしたら、その得られた解に矛盾はないのか、ご説明いただけますか。

(会長)

はい、お願いします。

(事業者)

今のご質問に回答させていただきます。

高橋の方法につきましては、これは地下水位の検討をする対象を定めるために実施したというもので、地下水位の低下が、トンネルを掘ることによって地下水位が低下して、地下水がトンネルへ集水される範囲を示しています。

一方、水収支解析モデルにつきましては、高橋の方法とは、先ほどのお話でいってました依存関係はなくて、全く独立した手法で実施しておりまして、これは主として、地表水、川の水の量が、どういうふうに変化するかということ解析するためのモデルということになっています。

ちょっと、その目的、使い方が違うということで、それぞれについては依存関係がないということと、出てくる結果につきましても、高橋の方については、トンネルの集水範囲。水収支解析につきましては、河川の流量、その減少量というものが結果としては出てくるということになります。

(委員)

ちょっと、しつこくてすみません。

そうすると、高橋の水文学的手法で使われている流量っていうのは、水資源解析モデルで得られた流量の値を入れてるんですか。

(事業者)

高橋の方法につきましては、資料編の方に具体的な解析方法っていうのが示していますが、流量とか、水位だとか、そういった観測データは使っておりません。これにつきましては、地形の情報のみでトンネルの集水範囲を出すという手法になっておりますので、水



収支解析で行っているような、水量であるとか、降水量であるとか、そういったものについては、全く、使わない手法になっております。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

今のことに関しては、最終的にモデルの話で、断面があって、何か、こう、ブロックになっていますよね。あの話ですよね。あの中で、例えば、岩石の破碎帯であれば、何か黒くなっていますが、ああいうものが、透水係数が少し違うとかっていう、そういうようなモデルでやっているっていうことですよ。

だけど、その時に、ここ、ちょっと、今、委員の話のところで気になっているんですが、あのモデルの場合は、全体、ちょっと、よく分かりにくいところがあるんで、例えば、断層があって、あの黒い部分っていうのは、いくつかの方向はありますけど、断層が何本かある。それは、大体、予想されるわけですが、大きな断層が1つあるんです。先ほど、糸静線の話が、ちょっと、出ましたけど、これ、糸静線っていうわけではなくて、糸静線で、先ほどは、活断層であるのかっていうことを、何か、私が聞いているようにいわれておりましたけれども、そうではなくて、そこに水を含んでいるのか、それから、それを抜いたら、水が抜けて、そして、その後、水が入らなくなる可能性がある。例えば、粘土層があれば、その部分が、そこから水が大量に出て、それでトンネルの中に出る。そこから、あと、破碎帯のようなものがあると、そういう所が、粘土層がなければ水は通すんですが、もし粘土層であるならば、その所は固まって、カチンカチンになって、水が抜けたら、その分は補わなくなるとか、いろんなことを考えられるわけです。

だから、そういう意味で、あのところが活断層であるかどうかじゃなくて、どういう地層があって、そして、水を通すものなのか、それから、破碎帯というのが、通常は、破碎帯があると水を通すということになるんですが、実際にはそういうものでない可能性もあるわけです。ですから、やっぱし、そのへんのモデルが、その、あれで、うまく働いているのかどうかってというのは、ちょっと、疑問であるってというのは、私も、先ほどの質問の中でも思いました。

それは、それだけで結構ですが。

次。

(委員)

18番。6ページの18番について、少し、質したいと思います。

まずは、もっと、詳しい内容を知りたいということで、哺乳類の調査については、先日、個別に連絡していただいて、いろいろ、内容を聞きまして、基本的には調査の内容というのが分かったんですが、そこで、出てきた、ひとつの問題点としては、調査範囲なんです

が、例えば、コウモリの環境影響評価の中に、改変のある地域と、少し離れた地域、相当、離れた地域という3カ所のいろんな話が、確認状況として出てきているんですが、話を聞くと、その全体の中で、1カ所やったので、最初から、その、相当、離れた地域で調査がされた可能性もあるわけなんです。

もちろん、コウモリですから、コウモリの生息環境で、全然、生息しそうな所で調査したってしょうがないので、生息しそうな所で調査をするというのはあってもいいとは思いますが、その結果で、ここに、予測のところで、最初から、相当、離れた所で確認されたとなると、雰囲気としては、全然、問題はないというような形に見られるんですが、やっぱり、その書き方のひとつですけれども、やっぱり、その250メートル範囲、その調査というのは、その影響のある範囲ができる前に調査したということですので、それなりのことをきちっと書いて影響評価をしないと、3カ所、パッとやって影響がないというのは、ちょっと、違うなど。最初から、相当、離れた地域で調査していたものを書いてしまうというのは問題があるので、そのへんは、文章の書き方が、少し、おかしいんじゃないかなという気がしました。

その、ですから、改変の可能性のある範囲、および、範囲外ではということを書いてありますけれども、そのへんの書き方は、少し、問題があるのかなという気がしましたので、そこについて、ちょっと、ご意見を。

(会長)

はい、ありがとうございます。

コウモリなんかの巣は非常に広いものですよ。そういうようなことがありますので。

(事業者)

これ、非公開の状態で、どこで、そういう貴重なコウモリが出たかっていうのは、ちょっと、一律、他の人と同じように公開すべきではないっていう考えのもとで、ちょっと、今日、スライドで、実際、ハープトラップを設置したとことかを、ちょっと、お見せできない。今日は、ちょっと、お見せしないようにしようと思うんですけれども。

確かに、委員、ご指摘のとおり、改変エリアとか、その回りで、まんべんなく設置したというよりは、コウモリが通りそうな所みたいな所を選んで、そういうハープトラップの設置場所っていうのを選んでやっています。

結果的には、改変範囲が、ある程度、最初、その600メートルっていう範囲で、調査位置を決めてやっています。そういった調査をしながら、最終的に、発生土置場っていうのを選びながらやってきておりますので、最終的に、確かに、必ずしも、調査。例えば、改変区域があるから、その中と外と、さらに遠くに3カ所設置すべきではないかっていうようなお考えもあると思うんですけども、そこまでは、確かにフォローできてないっていうのが実際のところだと思います。

ただ、実際の、そのコウモリの予測の仕方としては、遠く離れている所で見つかったから大丈夫だといういい方、必ずしも、それで、もう、絶対大丈夫だということは、いうことではなくて、例えば、ニホンキクガシラコウモリなんていうのは、本種の改変の可能性のある範囲の外側において生育が確認された。だから、影響はないっていうふうに規定っていうのではなくって、主な生息環境である落葉広葉樹林は工事作業により 1 部が改変されるものの、周辺に同様の環境が広く残されているから、生息環境は保全されると、そういう予測方法をしております。

居たっていうことは確認をしておりますけれども、その居た所を改変しないからいいとか、改変するからダメだっていうストレートではなくて、そういった、その生育環境が回りにあって、その一部を改変する場合であれば影響は小さい。生息環境を保全される。そういう予測方法をさせていただいております。

かつ、保全措置につきましては、だから、保全措置をしないというわけではなくて、やはり、いくつか、保全、ちょっと、何回も繰り返しになっちゃうんですけど、具体的なお話は差し控えさせていただきますが、その改変区域をできるだけ小さくするとか、あるいは、元々、あまり、木とかが生えてない所を、今回、非常口であるとか、発生土置場としては、極力、選んでいます。あるいは、木があっても、人工林の所を選ぶようにしている。

そういった保全措置を、最大限、やるということで、今回、評価をさせていただいておりますので、そういう意味では、必ずしも位置情報だけで大丈夫だっていうふうに断言しているわけではございません。

(委員)

最終的に、それは周囲の環境が、いろいろ、変わるということで、全体が統一されていますけれども、やっぱり、確認状況の中で、そういう、相当、離れた地域とか、そういうものを書くべきじゃなかったのかなと。

結局、その調査範囲というひとつのエリアの中で見られたよということを書かないと、これだけ書くと非常に誤解が生じるのではないかと思うんですが、どうですか。

(事業者)

それは、ちょっと、ご意見として承っておいて、また、書き方、表現ぶりについては検討したいと思います。

(会長)

まだ、実は、いっぱい、あるかと思うんですが、ちょっと、一応、11 時。先ほどの予定ですと、11 時になったら、ちょっと、休みましょうということになっておりますので、よろしいでしょうか。

10 分間、11 時 10 分から、また、再開させていただきたいと思います。

しばらく、お休みしたいと思います。

(休憩)

(会長)

進めさせていただきたいと思いますが、では、ちょっと、今後、これからのやり方につきまして、事務局の方からご説明をいただいて、それで入りたいと思います。

(事務局)

事務局の方から、引き続き、ご審議ということでお願いするんですが、ご案内をさせていただきます。

ただいまより、次第の2番の(3)の「イ」の意見概要書についてということで、こちらの方でのご審議ということでお願いしたいと思います。

お手元の方に、その準備書と、それから、お配りしました資料4、1枚ものを。資料4。「環境要素の区分と意見概要書」ということと、1枚ものの、A4の縦が1枚のもの。

それから、11月の25日に、事業主さんの方から県と市の方に送付いただきました「中央新幹線の環境影響評価準備書に対する意見の概要および当該意見についての事業主の見解」という、分厚い、うちら、ちょっと、略して意見概要書と申し上げているんですけども、事業主さんがパブコメを11月2日までになされた間できた意見。

それから、事業主さんとしての見解ということで、分厚い書類なんですけど、この3つをお手元に準備いただいて、その3つ、お手元、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。委員の皆さま方。よろしいでしょうか。

(会長)

もう一度、確認していただけますか。

この資料4と。

(事務局)

資料4と、それから、この、ちょっと、分厚い書類になるんですけども「中央新幹線環境影響準備書に対する意見の概要および当該意見についての事業者の見解（静岡県）」というものの、ホチキス止めの、ちょっと、分厚い書類なんですけど。

こちらが、ちょっと、わたしら、略称で、意見概要書、意見概要書と申し上げます。

(会長)

意見概要書と。

(事務局)

意見概要書。これ、略称で意見概要書ということです。

この3つを、まずは、お手元に準備をいただいてよろしいでしょうか。

それで、次第の(3)の「イ」の意見概要書についての、ご審議の進め方なんですけれども。

まず、すいません。終了の予定時刻、ちょっと、申しそびれたもんですけれども、本日は、皆さん、ご多用のところをごさいますて、ご審議の方につきましては、12時25分まで。その他、諸々につきましても、12時30分までで終了と、マックスでも、という形でお願ひしたいと思います。それが終了時刻ということでございます。

それで、これから、ご審議についてでございますけれども、資料の4を、まず、お手元に出していただいて、こちらの表は、元々、事業者さんが、今回の準備書ということで、いろんな環境要素、それから、そういう影響があるものっていうことで「○」付けて、これについて、環境評価を行った、このマトリックスな表なんですけれども、まず、基本はそれなんですけれども。

そこに、左側に、事務局の方で、ちょっと、丸数字を、①②③④と付けてございます。①から⑧まで。それから、今度、その、この表の右端の方に意見概要書ということで、その掲載ページを記載してございます。こういう表でございます。

それで、これからのご審議なんですけれども、多岐にわたっておりますので、大きく3つのカテゴリーに分けてご審議を進めていただければと思います。

まず、①水資源、それも含めた②で水環境。それから、③大気環境、それから、④の土壤に係る環境、その他の環境と、この①から④です。環境の自然的構成要素のうんぬんというところについて、こちらについては、生活環境という部分もかなり入ってくると思うんですけど、まず、こちらについてのご審議をいただけたら。それが、まず、1つ目のカテゴリー。

2つ目といたしまして、やはり、その希少種生物うんぬんというということで、⑤動物・植物・生態系というところが2つ目のカテゴリー。

それから、3つ目のカテゴリーといたしまして、⑥⑦⑧ということで、景観等々について、ご審議という、こういう3つのカテゴリーで進めていただければと思います。

概ね、①から④の1つ目のカテゴリーを30分ぐらい。2つ目の生物の方のカテゴリーにつきましても30分ぐらい。残りの⑥から⑧につきましても、10分前後ぐらい、ご審議をいただければありがたいかなというところでございます。

それぞれのカテゴリーにつきまして、事務局の方は、ひとつ、ちょっと、イントロ的に、お話をさせていただくような形にさせていただければと思います。

続けちゃってよろしいですか。

(会長)

はい、今の続き、よろしくお願いします。

(事務局)

では、1つ目のカテゴリーということで、その資料4の①、②、③、④について、ちょっと、事務局の方からイントロ的に、ちょっと、ご案内をさせていただきたいと思います。

①から、こちらのカテゴリーにつきましても多岐にわたっているんですけども、いくつか、ちょっと、ポイントかなと思うところを事務局の方からお話をさせていただきます。

まず、先ほど来からも、いろいろ、ご審議をいただいているんですが、水資源というところでございます。改めて確認なんですけども、準備書の方につきましては、8-2-4-10 というページに、水資源。先ほどもスライドでも示されたんですけども、河川の流量につきましては、井川源流部7カ所につきまして予測をなされているといったところでございます。最大で2トン、2立方メートルという話になります。

事業者さんとして予測しているのは、地点番号⑦という所の大井川という所なんですけど、ここが、樫島ロッジより約1キロ、1.5キロぐらい上流の所の場所での予測をされているのが、今、1番、下流域という所になってございます。

次に、意見概要書というところなんですけれども、こちらにつきましては、水資源に関しての意見、県民の方からの意見としましては、69ページから70ページに意見が出ているところでございます。

ちょっと、かいつまんで、その意見を申し上げますと、例えば、その、山梨実験線の状況を対応の説明が必要だとか、あるいは、その多くの利水者が下流から取水してる影響っていうもの、当然、考えられるんじゃないかとか、あるいは、河川流量が減少するための対策を具体的にしていく必要があるのではないかな。そんなようなご意見を出しているところでございます。

それに対しての事業者さんとしての見解が、72ページから73ページに書かれてございます。幾つか申し上げますと、例えば、72ページ、上から4行目あたりになるんですけども、その山梨実験線においては、水位減少の可能性を予測して、工事中は監視、あるいは、応急対策の実施。あるいは、恒久対策の協議中はしているよと。そんなような内容の表現があらうかと思えます。

あるいは、72ページの上から16行目です。下流域のうんぬんっていうことに関しては、下流は流域面積が大きくて、河川流量が多いということで、水資源の下流への影響は小さいが、懸念が大きいのは承知しているので説明会を予定しておりますということでございます。

先ほども、ちょっと、ちらっといいましたけど、この説明会というのは、本日、お配りしました資料6の方です。12月18日、利水者に対して説明会を行われた概要というもので、

参考としてお付けしているところがございます。

あるいは、先ほども、ちょっと、話、出ましたけども、やはり、水対策うんぬん、具体的な対策ってうんぬんに関しては、先ほどもありましたけども、先進坑が隣接工区と貫通するまでは流水を大井川に戻しますよ。

あるいは、72 ページの下から3行目あたりなんですけれども、工事完了後も、必要に応じてトンネル湧水を河川に戻すための恒久対策を実施していきますと。水資源に関しては、こういった意見と、それから、事業者さんとしての見解が示されているところがございます。

それから、騒音ということに関して、井川の集落についても、通行車両がたくさんあり得るということでやられているんですけれども、こちらにつきましては、8-1-2 と 18 のところに、現況、どういう予測結果とかいう形で出されているところがございます。

それで、それに対しての意見としましては、県民の意見としましては、意見概要書 43 ページに産業医の移動とか、生活物資の運行台数も、あるいは、事後調査も行うべきだというようなご意見があるところです。

それに対して、事業者さんの見解としまして、44 ページに出ているんですけれども、生活物資車両は資材の運搬とか比べれば十分少なくて、影響は小さいものと思われると。

あるいは、事後調査ということに関しては、予測精度が蓄積され保全措置もうんぬんということから事後調査はしないと。ただ、一方で、44 ページ下から2行目あたりに、測定は、工事中のやつの測定はしていくといったところがされているところがございます。

それから、お配りしています別紙資料4という方なんですけれども、こちらにつきましては、庁内の意見概要書等も見させてもらおうと、改めて、県庁関係課として、改めて、ちょっと、確認したいこと等々をまとめたもの。まだ、現在、これ、JR東海さんに、改めて、お示ししているものではないんですけども、ちょっと、審査会の参考資料というところで、付けさせていただいたところなんですけれども、その中に、ちょっと、騒音の関係も、ちょっと、ひとつ、ありまして。

それこそ、準備書の方では評価というもの、70 デシベルと置いてんですけども、この数字はどうかかなというところを、環境基準として、ちょっと、違う数字になるのかなっていうようなところも、ちょっと、確認をできればというところで挙げさせてもらっているところがございます。

すいません。長くなりまして。

以上、1つ目のカテゴリー①から④ということのうち、特に水資源ということ、大観、騒音ということで、ちょっと、コメントをさせていただきました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ちょっと、あまり、時間が迫っちゃうんですが、先ほど、今、ご説明ありましたように、一応、順番に、いきたいと思います。

先ほど、ありましたように、大気、それから、水環境などに関するもので、先ほどの、こちらからの質問に関しての説明に関してにも関わってくるところでありますけれども、ここに関しまして進めたいと思いますので、ご意見、ご質問をお願いします。

いかがでしょうか。

先ほど、騒音に関してのがありましたんですが、あれに関して、今日はいらっしやらないですよ。先ほど、70、55 デシベルでしたっけ。その辺のところに関しての、あるんですが。

事務局、どうするかということに関しまして。

(事務局)

騒音の件につきましてですけれども、井川地区の集落を通過する道路交通騒音のこと。ここ、工事車両等も通行するようになるということがございますけれども。

この環境基準というのが70 デシベルということで記載がありまして、それに対しまして、道路交通騒音は将来的には61 デシベルだから、70 と61 を比べて小さいということで問題無いというような評価結果になっているというところがございますけれども、その前提となる70 デシベルという環境基準でございますが、こちらの適用がいいのかどうかと。

今回の準備書の資料を詳しく確認いたしますと、その予測をしている地点の車道の幅員っていうのは、4.4メートルしかないということで、おそらく、これは、1車線道路ではないかなというふうに考えられまして、仮に、その1車線道路とした場合には、その70 デシベルという基準ではなくて、一般地域の環境基準である55 デシベルを採用すべきではないかというような判断もできるということになります。

つまり、先ほど申し上げた、予測結果の61 デシベルに対しまして、基準値は55 ということですから、ちょっと、オーバーをしているんじゃないかなと。

一方で、現在の騒音も既に57 デシベルありまして、基準と考えると、55 に対しても越えていますので、当面は、その57 という現況の数字を守っていただくような必要があるんじゃないかということで、ひとつ、挙げさせていただきました。

以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ちょっと、今回、場所が南アルプスという所で、人がほとんど住んでいないということで、この辺が、まだ、ちょっと、抜けるっていいですか。我々も、その辺まで、全部、見なければいけないわけなんですけど、そういうところがありましたので、ちょっと、付け加えさせていただきます。それについては、事業者さんの方では、どういうふうにお考え



でしょうか。

(事業者)

環境基準の当てはめにつきまして、ちょっと、準備書の中の考え方をご説明させていただきます。

井川地区につきましては、確かに車線的には1車線なんですけれども、県道60号でございまして、それで、環境基準の当てはめの地域の文献の中に、幹線道路を担う道路に近接する空間っていう基準がありまして、その幹線道路を担う道路とはなんぞやという定義の中に、都道府県道っていうのが入っております、市町村道に関しては4車線以上の区間に限るという規定があるんですけれども、都道府県道につきましては、車線についての規制が特に記載されていないので、確かに、1車線しかなくて、それは幹線道路なのかっていわれると疑問な点もあるんですけれども、この環境基準の環境庁の告示と、あと、通達等の記載の中から判断しまして、現地の県道であるということで、幹線道路を担う道路に近接する空間の70デシベルという基準を記載させていただいたという次第でございます。

(会長)

はい。

ちょっと、そのところに、齟齬があるみたいですが。

はい、お願いします。

(事務局)

今の点につきまして、度々、申し訳ございませんけれども、環境基準、そもそも、一般地域の環境、

騒音の環境基準っていうのと、もうひとつ、道路に面する地域の環境基準っていうのがありまして、これは、道路交通騒音を受けると。主に受ける地域ということで、そういう地域での基準があると。その道路に面する地域の定義なんです、この1車線道路については基本的には含まれないという理解になろうかと思えます。

環境基準、よくご存知とは思いますが、今回、B地域という所になりますが、その2車線以上の車線を有する道路っていうのが、本来、道路に面する地域ということになりまして、その場合において、特例的に近接空間の基準があるという、そういう二重構成になっていると思いますので、本来、道路に面する地域の基準を適用する路線ではないんだらうかというのが、我々の理解ということになりますので、この点について、ちょっと、また、ご確認をいただければと思っております。

(会長)

ということになりますので、今、あれですか。

(事業者)

ちょっと、見解の違いというか、見方の違いみたいなのところもあると思います。また、ちょっと、議論というか、させていただいて、これで、一切、変更しないっていうわけではございませんので、また、ご意見聞いて。

今日、今のお話っていうのは、先ほどございました意見概要の話ではなくて、多分、この資料5にある、新たにご質問が出たところの話だと思いますけれども、これにつきましては、また、ちょっと、まとめて、後日、今日は、ちょっと、拝見したばかりなので、ご回答させていただきたいと思います。

(会長)

はい。それから、先ほどの、この最初のほうでご説明いただいて、それから、質問をして、それに対する答えに関しましても、やっぱし、いくつか、私も、ちょっと、これでは困りますという話をしてありますけども、それが、誤解のないように、やはり、ちゃんとした説明と、こういう場合にはこういうモデルでやって、あるいは、こういうことで、例えば、先ほどの話では、温度の差がないといってるのはどういう意味なのかということが、これが、これでしたら、必ず答えが出ますので、その辺を、もう1度、これに関連して説明なり、あるいは、そういうものを質問っていう形になるかもしれませんが、ちょっと、その辺は事務局と相談しまして、回答、あるいは、何か、その、もう1段階、もう1度、お願いしたいと思うんですがよろしいでしょうか。こちらに、いただいたものの中に。

全部、説明をあれしてない。お聞きするとか、この回答に関する疑問とかって、そういうのをいってありませんので、大体、これでもって納得される。あるいは、こういうことに注意するっていうのがあれば、もちろんなんですが、その辺を、誤解のあったままで終わらせるのは非常にまずいと思いますので、それはよろしくお願いしたいと思います。

(事業者)

今後、多分、審査会の進め方は事務局の方で、次回も、あと2回ぐらいあるんですか。そういった中の進行があると思いますので、その中で、我々も、ちょっと、次回、答えるのか、あるいは、どこか違う場で答えるのかってあると思いますけれども、そこは、事務局の方と相談させていただきまして、疑問を残さないように、最後までお答えさせていただきたいと思います。

(会長)

はい。お願いいたします。

(副会長)

初歩的な質問ですが。

工専用車両の走行時間は何時から何時になるんですか。

(事業者)

すいません。ちょっと、正確な時間、すぐ、出てこなくて申し訳ないです。

基本的には、今、日中を考えてます。

(副会長)

日中。

(事業者)

8時から17時なのか、9時から16時なのかっていう、ちょっと、その微妙なところが、今、資料が確認できないんですけども、トンネル工事っていうのは夜もやるんですけども、外を走行させることについては日中だけを考えて。

(副会長)

日中だけ。はい、分かりました。どうもありがとうございます。

(会長)

はい。ありがとう。

それでは、今の、この、まだ、30分ぐらい予定してみましたので、もう少し、進めたいと思うんですが、大気・騒音と水環境、これらにつきまして、どうでしょうか。

(委員)

さっき、ちょっと、時間がなくて質問をしなかったんですが、資料の3の9のところで、工法について、いろいろと、こんなふうな工法を検討しているというふうなことなんですけども、この工法が他の所で使われた実績というのがあれば、また、次回の時で結構ですので、それについてのご回答をお願いしたいということです。

実績ということです。

要するに、この水量の減少に対して、こういうふうな方法を検討すると。他の所で、そういうふうなことが行われた実績があつてのことかどうかってことなんです。

(事業者)

これは、具体的に実績という意味では、山梨の実験線の方でも、こういったことをやっております。施工としては、実績がございます。

ただ、具体的に、それによって、どれだけ、水の減り方が、例えば、2立方メートルが

1.5 立方メートルになったのかとか、そういった意味の実績値っていうのは、なかなか、難しいので捉えられてはいないんですけども、施工方法としては、十分、実績ございます。実際に山梨も使った方法です。

(委員)

関連することで、すいません。

この山梨の方の実験線のトンネル工事に伴って、簡易水道が減少したというふうなことが載ってるんですけども、そういうふうな工法を取られたけども、うまくいかなかったということなんでしょうか。

(事業者)

うまくいかなかったというところなんですけど、完全に水が止められるわけではないものですから、やはり、どうしても隙間があって、水が、トンネル湧水などで回りの岩盤から湧いてくる水で、例えば、そのシートの横を伝わってくるとか、そういったものがございいます。だから、完璧に止められるものではありません。

ただ、今回、我々、あるというふうに考えておりますので、そこは事業者として、最大限、やるべきだと思って、今回、静岡の南アルプスでも採用したいというふうに考えております。

(会長)

はい。

(事業者)

少し、環境が違うということをお話させていただきたいと思います。

山梨の実験線で水が減少したというところは、土被り、いわゆる、トンネルの深さ、かなり浅い所、数十メートルの所のトンネルの工事の中でそういう減少があったということでごさいますして、今、田中の方から話がありましたように、やっぱり、対策としても限界がございいますので、工事をする中で、近くの水を引いてくるということは、どうしてもあり得ることです。

ただ、今回の静岡の中で、南アルプスの中でやるトンネルというのは、浅くても 400 メーター。深い所は 1400 というような中で、それも、また、いろいろな地質の悪い所もあると思いますが、基本的には岩盤の中でのトンネルということになりますので、ちょっと、状況は違うんだということを、少し、頭に入れていただければなと思います。

そういう中で、我々、できる限りのことをやるということでございます。

(会長)

先ほど、山梨県の場合に、実は、我々も、現場に行ってみせていただいて、それから、残土置場の所とか、そういうものを見たとか、そういうこともございますので、もし、それに関連したところで、この水環境とか、そういうところが、1番、かなり、重要にはなるかと思うんですが、ご質問なりいただければと思います。

ちょっと、私の方からよろしいですか。

残土置場があって、そして、実際には、あそこでもって上に新しい施設だとかなんかができてましたよね。あそこの残土置場の水質だとか、そういうものに関して、山梨県の所です。場所の名前は、ちょっと、忘れましたが、ああいう所での水質の調査とかってそういうものはあったんですか。やってなかったんでしょうか。

それは、そういう、要するに、我々、いくつか、データ上、こういうことがあった場合に、こういう懸念がありますよっていった時の、その水環境に関してのデータベースとして、前、こういうものがあつた。それで、その時にこういう影響はなかったっていうような、そういう調査があれば役に立つんですが。なければいけないで結構です。

(事業者)

あるかないか自体、ちょっと、今、確認をしてませんので、また、後日、あれば、結果を示して、あるかないかを、まず、ご回答したいと思います。

(会長)

では、他にいかがでしょうか。

先ほどは、騒音、振動の件でありましたけれども。

また、必要があれば、また、戻ることは可能かと思えますので、そうしましたら、その次、生物に関しての方に、1度、ちょっと、進めさせていただきます。

動物、5番、6番、7番の方。

(事務局)

分かりました。

ご案内いたします、この2つ目のカテゴリーということで、資料の4でいくとこの、⑤動物・植物・生態系という方のご審議をしていただければということでございます。

事務局の方から、少し、さわりを、意見概要書も絡めて、ちょっと、ご案内をさせていただきます。

ちょっと、準備書の内容につきましては、もう、いろいろ、議論になってるので、もう、ちょっと、とばしまして、意見概要書の内容について、いくつか、ちょっと、ピックアップをさせていただきますけれども、非常に多岐にわたったご意見が出てくるものですから、もう、本当に、ちょっと、拾うだけになりますけれども。

例えば、ちょっと、ページ数としましては、意見概要書の、県民意見としましては、動

物環境 117 ページから 123 ページ。それから、植物に関しては 129 ページから 130 ページ。生態系につきましての県民意見としましては、135 ページから 138 ページに県民の意見があったところでございます。

動物に関しては、もう、非常に、いろんな多種多様のご意見があるんですけども、ざっくりいいますと、各種のいろんな貴重な昆虫、鳥、魚、両生類の生息環境への影響っていう懸念が多く寄せられているというところでございます。

それに対しての事業者さんの見解としては、例えば、ひとつ、挙げますと、動物の欄、125 ページの上から 1 行目になるんですけども、現地で確認されなかった種も確認事例があれば実施段階で配慮していくと。ざっくりいいますと、こんなようなコメントになっているところでございます。

植物関係でいきますと、例えば、花畑。お花畑です。高山植物での水脈、そういうものに対しての水脈への水が減ってしまうっていうことへの影響があるっていう懸念っていうご意見も出ているところなんですけれども、それに関しては、事業者さんの見解としましては、132 ページの下から 9 行目あたりかと思うんですけども、高山植物につきましては、雨水起源の土壌水などで影響はないというふうに考えられているといったコメントもあるところでございます。

それから、生態系の方につきましては、例えば、河川の生態系をしないのは不自然じゃないかというようなご意見もありますけれども、事業者さんの見解としましては、生態系の方につきましては、140 ページの下から 7 行目あたりに、注目種の選定等は地域を特徴づける生態系の状況を踏まえて選定をしておりますと。

こんな形で、県民の方のいろんなご意見。それに対する事業者さんの見解ということで、ちょっと、かいつまんで申しましたけど、こんなご意見が出ているところでございますので、それも踏まえた形でご審議をいただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、5 番、6 番、動物・生態系、植物、動植物、生態系につきましてですが、先ほども、少し出ておりますけれども、ご質問の方をお願いいたします。

(委員)

鳥類のことについてです。ご質問をさせてください。

先日は、事業者の方には詳しいデータを公開していただいて、どうもありがとうございました。

それを見ながらの質問になるんですが、国の天然記念物で、種の保存法にも指定されているイヌワシの件ですが、125 ページに「イヌワシは重要な種として認識しており」以下、

「近傍に営巣がないことを確認いたしました」っていうような回答があります。

確かに、営巣は確認されていないっていうのは私も見たんですけども、営巣を放棄した場所は、かなり近傍にあったのではないかというふうに見受けました。しかも、2季にわたって、同じような場所にかなり確率が高い場所があるのではないかというふうに思われます。

もし、これを、行動圏調査をした場合に、残土処理場あるいは非常口の一部が、確かに営巣の中心域からははずれるような感じはしますが、高利用域には当たるのではないかというふうに思われました。

ということは、かなり、イヌワシにとって、そこで営巣した場合に、影響、ハビタットに影響があるのではないかというふうに考えます。ということで、この記録には記載方法に間違いがないんですが、ただ、営巣を放棄した可能性はあることは指摘していただかないと、イヌワシにとって非常に生息しにくい環境になるのではないかというふうに思うのですが、このあたり、どのようにお考えなのか、事業者の回答をお願いいたします。

(会長)

それでは、事業者さんの方でお願いいたします。

(事業者)

我々、今回、2営巣期にやって、イヌワシって、すごく、行動範囲が広いものですから、我々は、その調査範囲っていうのは、今の改変される周辺で 600 メートルを中心に、猛禽類については必ずしもそれにこだわってなくて、それをカバーできるように、いろいろな所に地点を設けてやっているんですけども、そういう意味で、行動範囲全部を調査しているわけではないので、例えば、今季とか、前季については、あるいは、違う所で、ひょっとしたら営巣して、たまに飛んできて、餌を取ったりする場所にしてる可能性はあると思います。

それは否定しませんし、今後、例えば、未来永劫、我々の今の改変区域の周辺で営巣がないということも、当然、断言できるものではなくて、それは、十分、可能性としてはあると思います。

我々も、今回、猛禽類につきましては、特にイヌワシっていうのは天然記念物でもあり、非常に国内での生息数自体が非常に少ないということで、事後調査を、引き続き、工事期間中もやっていこうと思っております。

もし、その工事の間に、引き続き、調査していく間に、そういった営巣が、我々の改変区域の近くで見つかった場合は、それは、改めて、専門家とも相談させていただきまして、工事用の注意事項ですね。保全措置っていうものだと思いますが、そういったことを、さらに、加えて、検討してやっていきたいと思えます。

その辺の記載は、ちょっと、確かに無いかもしれませんが、そこは、また、考えたい

と思います。

(会長)

はい、よろしいですか。

(委員)

是非、非常に重要に考えていただきたいなと思います。

例えば、イヌワシのその営巣域が、私の感じでは、ちょっと、ずれたりすると、もう、営巣中心域に入ってくる可能性もあります。その場合には、クマタカなどは、そういうものが工事の中に出てきた場合には、原則、回避が原則になってくるので、もしかすると、その非常口、あるいは、残土処理場の一部が回避しなくてはいけない。回避していただく可能性も出てまいります。

ですので、工事が始まって、少し騒がしくなってしまうと、営巣も、なかなか、できなくなってくると思うんですが、初期の頃には、かなり、確率が高いというふうに思われますので、調査、モニタリングの方を厳密にやっていただきたいなというふうに思います。

そのモニタリングに関してですが、そちらも調査地点などを、この前、詳しく説明していただいたんですが、その時にも指摘させていただきましたが、今回の残土処理場の特に南側の範囲に当たる場所で、モニタリングの地点が、谷の中から調査をしたっていうデータはあったんですが、尾根上から見ているっていう件数が少なかったように思います。

特に、クマタカ、あるいは、イヌワシというのは、先ほど、おっしゃるとおり、広範囲を動くものですので、あるいは、山梨県側、長野県側という県外とも、かなり、つながりがあります。

その面で、南側の方の調査地点が少なかったことは、非常に、私としては足りないんじゃないかと思ったんですが、そのあたり、調査をされた方、あるいは、事業者として、足りているというふうに思われているのか、実際、その選定についてのお考えをお聞かせいただきたいですけど。

(会長)

はい、お願いいたします。

(事業者)

南からの調査地点のお話だと思いますが、南側は、基本、谷筋に林道が入ってございまして、あとは、斜面は急峻な斜面になっている地点でございまして。それで、実際は、調査の所は、視野が広がる所でないと調査地点動けないというような所でございまして、現地状況からいきますと、尾根筋の調査地点について置ける場所とすれば、高圧鉄塔の根本だとか、そういった所しかないっていうのが現状でございまして。



実際、現地は踏査いたしまして、調査適地になるような所を選定して、調査地点を置いてございまして、現地の状況からいきますと、基本は林道沿い。それから、河川の河原とか、そういった所しか、実際、視野が開ける所がないというような状況でございます。

そういった現場の状況を鑑みまして、地点配置を行ってございまして、尾根筋につきましては、若干、その高圧鉄塔の根本があるんですが、実際、行ってみますと、手前に樹木があるような所がございまして、調査適地じゃないというような地点でございますので、そういった所は、基本、置かなかったというような形で、あとは、移動定点という扱いで、移動しながら、観察する調査員の方も設けて、補足の方はしてございます。

以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(事業者)

これは、今回の、我々の調査のやった考え方をご説明させていただきました。我々も、一応、地形とか、そういったものを見ながら、調査地、配置しまして、専門家にもお聞きしながら、最終的に、こうやって決めてやらせていただいている、現地での我々の今回の調査の考え方でございます。

今、ご説明させていただいた内容で、一定の論理性というか、合理性っていうのはあると、我々、考えております。

ただ、今後、ご指摘があれば、確かに、山梨県との、イヌワシっていうのは、山梨県、かなり、行動範囲が広いものですから、山梨県との行き来っていうのは、従前から、他の専門家からもご指摘があつて、我々も、極力、見られるような形での配置をしておるんですけれども、やっぱり、ご指摘があれば、そこは、また、今後、モニタリングとか、事後調査に向けては改善も検討していきたいと思えます。

ちょっと、具体的にどうするかとか、本当にやるのかっていうのは、今後、知事意見も、最終、出てから判断をしたいと思えますけれども、全く、これで、全てが正しいから変えないというわけではございませんので、参考にさせていただきたいと思えます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

先ほど、ミヤマシシガシラについての説明いただいたんですけれども、私が聞いたことについては、何ら、答えていただけなかったんで、再度、ご質問しますけれども。

扇沢っていわれましたよね。見つかった所は。それを、地図で、ちょっと、どの辺か指していただけますか。もしくは、スライドがあれば。

できれば、生育状況なども。

(会長)

場所を。

何か、地図がすぐ分かる。

準備しといていただいている間に、説明をいただいてもよろしいかと思いますが。

(事業者)

すいません。説明をさせていただきます。

ミヤマシガシラについてですけども、基本的に、今回の調査では重要種として扱っておりませんでしたので、詳細な位置情報については、すいません。記録を採っております。

一応、主に見つかった場所、地域、調査範囲としては、この部分が主になっております。見つかった環境としましては、ちょっと、湿った、尾根とかそういう所でなくて、やや湿った、ジメジメしたような所という所で確認、主に確認されています。

(委員)

ミヤマシガシラ、重要でないから生息地を記録しなかったというのは、県のレッドデータブックにも載ってないという理由ですね。それは、今まで、静岡県になかったから載ってないんです。あれば、多分、第1級の保護植物、あるいは、注目すべき種類として載せるはずなんです。私も、その委員もしておりますので、その事情は良く分かります。

ミヤマシガシラは、日本海側には、かなり、生育地は多いんですけど、太平洋側には、ほとんど無いんです。現実問題。山梨県にも、多分、無いと思いますし、静岡県では、私の知る限り、私も南アルプスをよく回って歩いておりますし、静岡県植物誌、あるいは、今、レッドデータブックで歩いている調査員の方も、見たって話は聞きません。

ですから、レッドデータブックに載ってないから、もう重要な種類でないよっていうのは、変な話。載ってない種類こそ、本当は貴重だと思うんです。

その他、リストには静岡県で発見されてない種類が、数種類、載っています。これについても、非常に重要な種類もありますので生育を特定したいと思います。

それから、私の調査では、いただいた、この準備書の資料編の中に、確認種類の中にも、当然、普通の道を歩いていて確認するだろう種類が、かなり、抜けているんです。ということをお察ししますと、ちょっと、きつい言葉になりますけども、植生調査、あるいは、フローラの調査は、かなりいい加減じゃないのかという感じを受けたんです。

それで、先ほど、写真が出ましたよね。説明の時に。あの写真は現地の写真ですか。そ

れとも、文献から取られた写真なんですか。

(事業者)

文献です。

(委員)

文献でしょう。図鑑的な、通り一遍の説明で、いわゆる、私の質問した趣旨というは遠いお答えです。せっかく、こんだけの準備書を用意されて、資料編も用意されて、その中身がしっかりしないのは、きちんと再検討していただかないといけないと考えます。

今、いわれる、あの辺に、もしも、ミヤマシシガシラがあったら、土を置く場所の1つですね。すると静岡県にとっては、極めて貴重な植物が、1種類、無くなってしまうということにもなります。是非とも再調査をいただきたいなと思います。

それと、この前も、少し、いったんですけども、今回の場合は、無くなる植物だと、保護しなきゃなんない植物ってのは、非常に、私もそうですけど、皆さんの注目ですけども、実際は、こんだけの工事をして、道路を作りますと植物相が、がらっと変わってしまうわけです。どう変わるかっていうと、いわゆる、強い植物が入り込んでくる。強い植物っていうのは、どういう植物かっていうと、今では、大体、帰化植物になります。そういうものの配慮っていうのが、この準備書には、ひとつも記載されていません。

しかし、それをどう駆除するかなんていうのは、日本中で成功した例はほとんどないわけです。そんな難しい問題をどうしろっていうことを突き詰めませんけども、検討だけはしていただきたい。

とはいえ、この工事によって、今まで、南アルプスの素晴らしい景観がガラッと変わってしまい、その植物が変わることによって、昆虫相、または、動物相、などすべてが変化します。セイタカアワダチソウが、ザアッと沿線に並ぶという、そういうことにも、なかなか、保全対策は立てにくいんですけども、そうなるということも、是非、頭において、工事を進めていただきたいと思います。

ミヤマシシガシラは、ひとつ、繰り返します。もしも、今後、標本を採れるようなことがあったら、是非、標本を提出して、それは、静岡県の貴重な資料ですので、公の場所に、事業者の方からお納めいただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

是非、その方向でやっていただければと思います。

(委員)

生物関係で、準備書では事後調査というものに、イヌワシとクマタカだけ、記載をされ

ておりますけれども、これだけ多くの方が、いろんな動物や植物に対する不安をもっているということに鑑みますと、例えば、ヤマトイワナだとか、それから、オオイチモンジだとか、そういう皆さんが心配している種類については、当然、事後調査して、どのような状況かというのを判断すべきだと思いますが、その辺について、ちょっと、事業者の見解を伺いたいと思います。

(会長)

はい。お願いします。

(事業者)

まず、委員のご質問で、一応、今回、事後調査につきましては、予測手法に不確実性があつたりとか、保全措置に不確実性があるものについては、本当に、その、例えば、予測どおりなのかとか、あるいは、保全措置がしっかり効果を出しているのか。

例えば、端的な例をいいますと、植物の移植をするような保全措置ですね。それは、ちゃんと根付くかどうかというところに保全措置の実効性に不確実性があるってということで事後調査をという観点で。事後調査というアセス法の制度上のものとして、そういうものは、具体的に名前を挙げさせていただいているのは、そういうイヌワシだとか、クマタカだとか、そういった、あるいは、重要な植物だとか、あるいは、さっきの水の関係になっっています。

ただ、アセス上、手法上の話はそうなんですけれども、だからといって、他は何もやらないのかっていうと、そうではなくて、やはり、オオイチモンジ、この前、市の専門家の会議で、ご指摘、お話ありました、燕近辺で10年ぶりくらいに見つかったんだというお話ございました。そういった情報。あるいは、イワナの関係ですね。確かに、我々の現地調査では確認できなかったんですけど、文献調査では居るものというふうに、我々、認識しておりますし、あるいは、先ほど、委員からありましたように、我々の調査とは別のところで、別の調査で確認されているというお話もありましたので、そういったのは参考にさせていただいて、具体的に場所とか、そういったものを把握できれば、モニタリング調査を検討していきたいと思います。

あと、すいません。先ほどの委員のお話も、少しご説明させていただきたいんですけども、今の委員のことと、ちょっと、重複するんですけども、やはり、我々、調査の手法としては、他のアセスの手法と比べても遜色のない範囲とか頻度とかっていうのをやらせていただいて、現地調査の関係です。やらせていただいているつもりです。

方法書というのを、この調査内容についてご説明させていただきまして、その後も、調査する前に、範囲とかを、準備書の前にご説明せよという知事意見もございましたので、県ともご説明させていただき、委員方にも見ていただいて進めてきています。

だから、そういう意味では、十分、やっていると考えているんですけども。これ、ただ、

現地調査だけではなくて、文献調査、あるいは、その専門家から聞くということも含めての調査だと思っていますので、今回、文献調査であるものについては、それ、居るものだというふうに、当然、現地の調査っていうのは、だけではなくて、それを補完するものとして、文献調査だとか、専門家のご意見がありますので、それはそれとして、ちゃんと尊重してやっていきたいと思っています。

確かに、10年ぶりに見つかるオオイチモンジを見つけるまで調査するっていうのは、なかなか、難しい面もございますし、逆に、我々の調査で、そういう、今まで居なかった、文献上確認できてなかったミヤマシシガシラに限らず、いろんな、実はいくつか出てきております。だから、それは、相互の調査。そういう意味でも、現地調査が必ずしも不足しているというものではないと、我々、ちょっと、自負しております。そこと文献調査を、しっかり補完する中でやっていきたいと思っています。

ミヤマシシガシラ、一般種と重要種の選び方につきましては、先ほどの、ちょっと、ご説明させていただきましたように、文献による、参考文献に基づいて選定しているっていうのが、我々の調査する段階での考え方。それは、もう、方法書の時もお示しさせていただいた考え方なんですけれども、今、ご指摘があったように、たまたま、静岡県のレッドに挙がってなくても、国のレッドにも挙がってないんですね。国のレッドにも挙がってなかったんで。

(委員)

日本海の方にはありますんで。

しかし、それは、静岡県にとっては、すごく貴重な種類なわけですから。僕は、実は、誤同定だと思ってるんです。本心は。似てるシシガシラと比べられましたけど、あんなに、そんなに目視でパンと分かるっていう種類じゃないと思います。本当であった方が嬉しいんです。

だから、レッドに載ってないから重要でないっていうって、しかし、それは、日本海と太平洋側での問題で、国は、日本海の方を見れば国のレッドには載ってないです。

しかし、県のものに載ってないっていう場合は、1番に注目していただいて、近隣の、近隣の分布状態がどうなってるのかっていうようなことも、資料編には書いていただきたいと思います。

私はしだ植物が専門ですので、気がついたわけです。一般の方が見たら、別に何にも考えずに、そのままスッと見過ごしてしまうということだと思います。その点をお願いしたのです。

(事業者)

南アルプスっていうのは、結構、南限の種がいて、本来、こんなとこにいないはずのものがいて、それが生息状況として非常に希少だっていうことも、いろいろ、お聞きしてますので、ちょっと、そういったことも、一応、一般種として、今、出しますけれども、

洗い出す作業をしたいと思います。

たまたま、今回の調査で、位置情報まで、そういう判断のもとでやってしまったので、位置情報、取ってないんですけれども、まず、そういう洗い出し作業とか、そういったことは検討したいと思います。

(委員)

今、イヌワシ、クマタカ以外の事後調査の対象として考えていきたいというような話はされましたよね。

(事業者)

法制度でいう事後調査はやらないってことではなくて、モニタリング、もっと、柔軟にモニタリング調査をやらせていただくというお話で進めてきました。

(委員)

というか、でも、法制度の中で事後調査にはできないんですか。それは。

というか、やっぱり、南アルプスの自然を、やっぱり、破壊するというひとつ前提の中で、やっぱり、真摯にそれに対して向き合わないと、法的にどうのこうのじゃなくて、やっぱり、その生き物に対しての、やっぱり、敬意を表して調査すべきだと思いますし、我々、この委員も、この準備書の段階で、もう既に検討ができなくなってく状況にあるわけで、その辺の言質をきちっと取っておかないと、したかしないか、そのまま、事後で、事業者の、もう、範疇だけで、やるやらないを決められても困るんで、やっぱり、こういうことは、ちゃんと、きちっとやっていきますよということをいつていただきたいと思いますけど。

(会長)

はい、お願いします。

(事業者)

敬意を表しているからこそ、そういう調査をやろうと思っています。

ただ、考え方として、準備書の考え方として、事後調査っていうのは、予測方法に不確実性があるものと、保全措置に不確実性があるものっていうのを挙げさせてやっています。それは、準備書の考え方でございます。ただ、だからって言って、全て、それでいいっていうわけではなくて、そういった貴重な情報とか、いろいろ、ご懸念がすごく大きいっていうことは非常にひしひしと感じて、尊敬の念があるからこそ、それ以外の調査を検討したいということを申し上げさせていただきました。

最終的に、今、言質を取りたいというお話でしたけれども、最終的には、そういった、

今、ここでご議論いただいたことが、知事意見にまとまった後、最終的な判断は、我々、その後、したいと思うんですけども、検討は、当然、今、しようというふうに考えております。

(会長)

今、いろいろ、ご意見が出ているのですが、例えば、先ほど、ミヤマイチモンジだったっけ。蝶々でいるはずのところが見つからないっていった時に、どのくらいやって見つからないとか、要するに、そのデータベースの作り方に関して、やはり、いいんだろうかっていう、それは、我々の中に、このデータ、この結果からでは見えないところ、ありますので、これは、やはり、こういう場で、どのくらいやってもいなかった。あるいは、場合によっては、そういうことを、見つけた人に、是非、行ってもらうとか。その辺は、いろんな方法があるかと思うんですが、そういう努力をされると、我々も、より、そのデータに対する信頼度っていうのは上がりますので。

これは、我々、やりました、やりましたというだけでなく、そのバックヤードにどういうことがあったかっていうこともあるっていうことも、非常に環境影響の効果を知る上では大事であるかと思っておりますので、その辺のことは、是非、お知らせいただけると、信頼度も上がるということになると思います。

(事業者)

今の調査頻度とか、調査の回数っていうの、種によって、すごく多岐にわたっています。

今回、種の専門家を含めまして、個別に、さらに、詳しいものっていうご説明を、度々、させていただいております。それは、事務局の方から、ご相談があったものに関しては、大体、対応させていただいております。

その中で、具体的な、例えば、先ほど、委員がお話されたような、トラックの場所であるとか、その、いくつ設置したとか、それを、何日間、置いたとかっていうのを、それまでご説明をさせていただいております。

今回、ちょっと、その資料も、若干、持ってはきているんですけども、それは、ご説明は、場所を、確認位置の、希少種の確認位置って、なかなか、問題あるんでしょうけれども、そういったものの頻度とか、そういったものの詳細なデータはお示しすることは可能でございます。

(委員)

この前、先月の27日の日に、魚類に関して、この検討委員会が行われて、その場でJRさんの方から、水が減少することについて、減少するかもしれないことについて、動物に対する保全措置がないっていうことを、はっきりといわれておったんですけど、動物についての保全措置がないと。ですから、それについて提言をいただきたいというふうなこと

を、そういうお話があったと思います。

このところに、前回の発言の、その記録を、それを印刷したものが、このところに残っていますので、もし、なんかあったら、後で、それも確認していただければいいんですけども。

そんなふうには動物への保全措置が無いんです。現状で。

こういうふうな中で、例えば、今後、そのままですと、事後調査を、河川の流量について行うというふうなことは、それは、はっきりといわれておるんですが、例えば、その調査地点の中に、私が先ほどお話ししたヤマトイワナの生息地点を含めていただきたい。

また、そのヤマトイワナについて、生息確認調査っていうのもやっていただきたいというふうなことで、それもお願いしたいんです。

どうでしょうか。

(会長)

いかがですか。

(事業者)

今、流量の関係は、これまで、先ほど、36 地点っていうお話がありました。させていたいただきましたけれども。それで、かなりの所をやっていますので、ただ、ご意見としては承りましたので、また考えさせていただきたいと思います。

あと、もうひとつ、環境確認調査っていう、いわゆる、生息確認調査ですか。っていうのは、ちょっと、今、調査としては、十分、やらせていただいたつもりですので、準備書上の上ですか。ただ、引き続き、モニタリング調査については検討したいと思いますので、その中で、例えば、調査地点、ここがいいんじゃないかとか、そういったご意見が、また、知事意見等でまとまって出てれば、そこは、考慮をしていきたいと思います。

ただ、ちょっと、今「してください」って言われて、「します」っていう断言は、ちょっと、できないんですけども、それも、十分、検討の対象になると思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

舗装のことが出ておりますけれども、ヒートアイランドということも、この意見の概要のところに書かれてますけれども、それ以外に、実は、舗装されると乾燥化が進むということがありまして、舗装によって、蝶の産地が失われた例が非常にたくさんあります。これを見ると、軽減による対策を考えられているようなんですけども、それだけで、果たして十分かどうか非常に懸念されます。



それ以外の対策について、何かお考えあるかどうか、ちょっと、お聞きしたいです。

(事業者)

今、考えてる保全措置っていうのは、全て、準備書に書かせていただきました。今、ご指摘ありましたように、舗装の幅をできるだけ小さくして、必要以外の所は水たまりとか、そういったものが残るような環境にしたいとか、あるいは、道路管理上、側溝を作らないと、先ほど、擁壁が壊れてしまったって、ああいう現象が起きるんですけども、そういった所の側溝なども必要なんですけども、できれば、そういう土側溝ですね。コンクリート3面張りではなくて、そういう土砂、土で掘っただけのような側溝にしたいというのは、事業者の実行可能な範囲っていうところで、最大限、書かせていただいたのが、準備書の状況です。

ただ、それは、あくまでも準備書ですので、そういうご専門の方から、こんな方法もあるとか、そういったご提言があって、それが最終的に知事意見でいただければ、その後、実施についても、当然、検討させていただきたいというふうに考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

今は、植物、動物、生態系としてみた場合のところで、時間的にも、そろそろ、押し迫ってきましたんですが、一応、これで、次の景観とか、もうひとつ、残っておりますので、自然の触れ合いの場としての南アルプスですね。今後、エコパークとの関係がありますので、そちらの方の。

(事務局)

それでは、また、ちょっと、事務局からご案内いたします。

続きまして、3つ目のカテゴリーということで、資料4の⑥、⑦、⑧というところでございますが、いくつか、2つほど、ご案内っていうことでさせていただきます。

1つは景観っていうところでございます。景観につきまして、意見概要書の方につきましては、県民意見の視点には、97 ページ目に出てございます。その中で、1つ、ピックアップしますと「予想図もなく検証のしようもない」っていう、予想図というのは、これは、いわゆる、フォトモンタージュって、ビジュアルで作った場合にどういうのがっていうか、ということなので、そういったものがなくて、なかなか、分かんないよというお話、ご意見があるところです。

それに対してのJRさんとしてのお答え、見解としましては、それ、100 ページ目に出ているんですけども、100 ページ上から 11 行目あたりですか。そのマニュアル「道路マニュアル」参考にして、方法書で決めた対応、それを手法していますよとか。あるいは、100 ページ目の下から 6 行目。工事中の予測は図上解析という形でやっていますよということでございます。

ちょっと、解説しますと、図上解析っていうのは、地図上での位置関係をやったものだなと思いますけども、確かに、JR東海さんのいわれるとおり、マニュアルとしては、道路のマニュアルとしては、工事中の景観は、そういう図上解析で出て、フォトモンタージュという形では書いてないというところは、あります。ただ、その、マニュアル上でも、あくまで、一例ということで、適宜、その事業、事業で判断っていうことで、そこは柔軟性についていうことも書かれているところではございます。

それから、もうひとつ、ピックアップしたのは、廃棄物等というところでございます。廃棄物ということで、準備書の方では、廃棄物の、残土の量ということで、準備書には書かれていまして、実際は、いろんな懸念は、その水であるとか、あるいは、景観っていうのは、それぞれが別の項目で入れているっていうことで、ただ、県民の意見としましては、その、やっぱり、残土場に対する懸念っていうことも多く出ているところでございまして、いろいろ、意見が出ています。

県民の意見としましては、建設に伴う自然環境の破壊が膨大になってしまうという心配であるとか、あるいは、他県のトンネル残土の廃棄はやめてとか。あるいは、伝付峠北方の発生土置場っていうのは、大規模崩壊の恐れがあるんじゃないか。そんなような、様々なご心配のご意見が出てるところでございまして。

事業者さんの見解としましては、自然環境破壊うんぬんっていうことに関しては、例えば、112 ページ上から 9 行目あたり、今までも、お話あったかもしれませんが、過去に、いわゆる、いくつかのダムが、古くは 1928 年から田代ダム、最近だと二軒小屋発電所ですか。1996 年。そのあたりで、いろいろ、開発はされてきているところではあるよっていう、そんなようなコメントもあって。

あるいは、その他県残土うんぬんっていうことに関しましては、112 ページの上から 13 行目あたりですけども、360 万って、今、説明してもらったやつには、この前もお話しましたけれども、山梨、長野は数字は含まれていませんよとか。

あるいは、大規模崩壊うんぬんって、懸念っていうことに関しましては、112 ページ下から 4 行目あたりですけども、発生土置場の設計の詳細は、今後、しっかりやって、安定構造してきますよと。そんなようなコメント、ご見解が示されているところではございます。

ちょっと、景観のところで、ちょっと、いい忘れましたが、ちょっと、県の関係課としても、ちょっと、景観の関係でも出させてもらっていまして、資料 5 の 5 ページ目の 1 番上ですけども、残土場ということで、いくつか、7 カ所のうち 6 カ所は川沿いということで、大井川を見た時の景観っていう意味でなされているんですけども、最北部の残土場っていうところが、あれが、かなり、標高高い所に来るとということで、逆に、蝙蝠岳っていう西側の山から見た時に、仮に、富士山方向見た時に、そこが目に入るかどうか分かりませんが、その辺の観点のチェックも必要なのかなというような、ちょっと、ことで、少し、書かせてもらっているところではございます。

以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

いくつか、ありましたんですが、先ほどの南アルプスは、実際に行く人達の数、そんなに、ある意味、県民が 300 万人いても、そんなに行っているわけではないんですが、やはり、そういうイメージを出すという意味で、1 番、最初にいわれたフォトモンタージュですか。あれに関しましては、やはり、そういう場所がどういうふうに見えるのかというのを、やればいいんじゃないかというのがありますが、それに関しまして、どうでしょうか。

(事業者)

そうですね。

この予測方法自体は、方法書の段階でお示しさせていただいた予測手法で、今回、予測をして、その中に、そういう地形的な図形の重ねあわせっていう方法がありまして、その方法でやらせていただいております。

ただ、当然、あくまで、これ、準備書ですので、最終的には、知事意見が出れば、当然、それに基づいて、評価書に向けて補正するっていうことがありますので、それは、全く検討しないっていうことではありません。

部分的にだと思っんです。例えば、今、やっぱり、どうも、1 番、ご懸念されているのは、1 番、上の発生土置場が、それが、向かい側、西側に千枚岳に登る登山道がございませす。そ

こから、どうやって見えるのかっていうのが、少し気になる場所だと思います。

一般的な手法といたしましては、景観資源、例えば、いい景色がありますと、ここから富士山が見えるという所がございませす。富士山が見えますね。ここが眺望点です。展望台みたいな所です。その景観資源富士山と、展望台との間に何か工事で新しいものができる時は、その両方を合成して、どんな見え方になるのか、この景観資源を害さないかという形で予測をします。

そういった観点からいきますと、実は、かなり、角度的には、例えば、富士山であれば、角度は、かなり、今の発生土置場、ずれたりとか、非常に遠いので、すごい小さな点にしか発生土置場見えないとかっていう現象としてはございませすが、そういったものは、参考として作れないことはないので、ご意見としてあれば、ちょっと、検討はしたいと思っませす。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

はい、先に喋らせていただきます。

意見概要版の 105 ページに、いろいろ、登山シーズンについて、車両の運行など、特段の配慮を検討いたしますというところが、ご回答がありまして、これは、人と自然との触れ合いの活動の場というところの意見の内容なんですけれども、そこで、ふと、ちょっと、細かなことに気づいたことをお願いごとといいますか、配慮をお願いしたいという部分がありましたので、いわせていただきますと。

例えば、これ、非常に長期にわたっての工事期間ということで事業計画が出されているかと思えます。よく、この事業に限らず、私たち、良く目にするのが、こういう安全の、図るための誘導板ですとか、あるいは、工事の解説板ですとか、そういったサイン計画、サイン施設において、非常に、今、申し上げたように、長期にわたって、とんでもない形状のもの、色彩のものがさらされているということは、結構、現実、あろうかと思うんです。

ですので、是非、今回、この事業におきましても、今後のサイン施設、サイン計画においての景観、あるいは、環境、その設置する場所等の環境への影響とか、そういったあたりも、是非、ご配慮いただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(事業者)

今のご指摘は、例えば、工事現場にあるような、あまり、なんていうんですか。見た目を良く配慮してないような看板を、そこらに貼ったりすると、見た目が良くなかったりとか。

(委員)

そうですね。

見た目もあるんですけど、例え、眺望の話が、先ほど、出たんですけども、そのものがあることによって、眺望が遮られるとか、そういったこともありますし、または、全然、自然環境、自然の色彩っていいですか、そういったものに全く不調和な立て看板、巨大なものができたりっていうことも、これまで、いろいろ、現場、現場ではあったものですから、そういったあたりの、皆さんの工事におけるPR広報も含めての、私たち、それ、サインネットワークっていつているんですけども、そういうサイン施設の全てにおける、サイン施設の、景観への、あるいは、自然環境への配慮をお願いしたいというところなんですけど。

(事業者)

それに関しては、十分、やれると思います。まず、当然、知事意見にも、是非、出して

いただければ、最終的な判断をしたいと思えますけれども。

例えば、最近、よく道路でも、間伐材を使ったりとか、木の看板を使ったりとかされてますけども、あと、配色の関係ですね。やっぱり、どうしても、人の注意を引くのには黄色とか赤を使ってしまうところはあるんですけども、ある程度、その安全を優先しなきゃいけない部分がどうしてもあるとは思ってますけども、そこが確保できる限りは、そういった見た目っていうんですか。そういった配慮できるように、十分、やれると思います。

(会長)

はい、では、委員、お願いします。

(委員)

人と自然との触れ合い活動の場ということで、エコパークということで、今、静岡市を含めた南アルプスの登録申請をしているわけですが、6月に、今の現時点では登録、多分、いくとは思いますが、それが、例えば、リニア工事に絡んで、登録が、もし抹消された場合とか、登録が無くなった場合に、JRとしては、どのような対応がするのかという。これは難しいかもしれないけれど。

それと、あとひとつは、リニア自体が、南アルプスの地下を通るから自然にはほとんど影響がないんだという、全体的な流れできているんですけど、やっぱり、斜坑を掘るということが、1番、影響が出てきてる。特に、伝付峠の先に行くガレ場に捨てる土砂については、5キロにわたる工事中道路を、坑を、トンネルを掘っていくということですが、そのトンネルを掘るということ自体に、やっぱり、それだけの土砂が出て、いろんな影響があると思うんで、その影響をなくするためにトンネルを掘るという論理が、ちょっと、非常に不明です。

上は何もないかもしれないけど、そこから出てくる土砂をいろんな所に捨てたりすることによってあるんで、さらに、あそこに、非常に崩壊地として崩れやすい場所に、なんで、あそこを選んでいくのかというようなことについて、例えば、それが、非常に専門家が危惧しているところが、いっぱい、あるんで、その辺に対する見解。ただ、キチっと土留めしていますから問題ありませんとかいうことでは、ちょっと、理解できないかなと。

やっぱり、そちらが可能な限りとか、できる範囲でというような回答になっていますけれども、じゃ、できる範囲ってどこまでですかとか、もうちょっと、具体的に、キチっと内容が書かれないと、我々としては、それがいい悪いという判断ができないなという気がしますけれども。

(会長)

はい、今のことに関連しましては、いくつか、もう、既に、その高い所に持っていくことに関しての危惧が非常に大きい。それから、多分、CEの方との関係でも、ずいぶん、

その話が出ているかとは思いますが、やはり、エネルギー高くしてしまうということに関しての、まず、第1の危惧があるんです。

その後、それを、どうやって、もし、そのトンネルを止めるなり、その方法について、なぜ、そういうふうにするのが、1番、いいのかっていう、そういう説明、お願いいたします。

(事業者)

最初、まず、エコパークのお話があったと思います。

登録がうまくいかなかった場合っていうことは、我々、今、考えていません。それは、そういうことがないように、最大限、今回、分かっている情報の中では配慮させていただいたつもりですし、もちろん、今後、我々の工事も、まだ、準備書段階なので、設計もできていません。そういう段階での、こういう、今、配慮をしていますけれども、今後、我々も、この環境影響評価が終わって、事業化されて、すると、設計主体とかって入ってきます。そうすると、どんどん、計画の熟度が上がってまいります。

多分、エコパークも6月に登録がなされれば、実際、そのエコパークの範囲をどうされるか。移行時期をどうするのか。核心地域、どこを守るのかっていうのが具体化されていくと思います。そこは、しっかり、静岡市さん、静岡県でいうと静岡市さんですね。10市町村で、3県10市町村でやっておられるんですが、静岡県においては静岡市さん、川根本町は、あまり、今の工事とは、直接は関係ないと思うんですけれども、しっかり、情報交換をさせていただいて、影響のない。例えば、登録されたんだけど、将来的に抹消されないように、しっかり配慮をしていきたいと思います。

具体性がないというご指摘については、今、こういう段階なので、出せないということでございます。

あと、今の、例の発生土置場の関係ですね。まずは、高い所に置くからエネルギーが増えるだろうということで、それ自体は否定はできないんですけれども、我々としては、元々、その改変された場所で、あるいは、1回、伐採されて人工林になったような所を、環境に、できるだけ影響の少ない所を選ばせていただいた結果が、今の7カ所の結果になってます。

ちょっと、その地形が崩壊地じゃないかというお話なんですけども、確かに、尾根の所は、どうしても崩れてくると思うんですけども、我々が、実際、尾根の所まで、具体的に積むっていうことは、今、実際、まだ、設計はしてないんですけど、そこは、ちょっと、あり得ないなと思っております。

実際は、もう少し、窪地になっておりますので、尾根より、少し下の方を適地だと思っているんですけれども、そういった所は、設計しっかりやるのは今後なんで、具体的に示せないんで非常に恐縮なんですけれども、もう今年度、既に、地質調査を、ボーリングです。縦ボーリングで岩盤の確認をさせていただきました。

これは、今後、設計するために必要になるデータでございます。設計したものについて

は、ここ、林部の関係は静岡市さんが主管されてますので、静岡市さんの資産にどうかってことで打ち合わせしていくことになるんですけども、そのための設計を作るための基礎ともなるような調査を、今回、させていただいております。

確かに、表層には、やっぱり、崩れていますので、2～3メートルぐらいの崩れたもの。堆積物がございます。ただ、その下は、今、健全なって呼ばれるんですけど、健全な岩です。岩盤が、今回、確認、2カ所。多めに、2カ所、やりました、確認できましたので、地形、地質上は、防災上は工学的に言えば、十分、可能な所だというふうに、今、事業者としては、今、考えているということでございます。

あと、今、工事用道路トンネルの関係ですけども、これは、確かに、こっちを取ればこっちが倒れるみたいなところあるんですけども、我々としては、やはり、基本的には、新しい改変を増やしたくない。当然、道路を地上に作ると、また、伐採したりとか、擁壁作ったりとか、構造物作ったりとかっていうことが出てきますので、基本的な考えとしては、今ある林道、今ある管理用道路をできるだけ使って、そうではない所については、トンネル構造で改変箇所を減らすという発想で計画をさせていただいたのが、今の計画です。

今の、その1番、奥の、発生土置場も、先ほど、委員からご指摘あった、イヌワシの飛翔が、割と、あの近辺では見られる所でもございますので、やはり、車両としては、できるだけ、トンネルを通した方が、そういった面、植物に対する改変以外にも、動物に対してもいいのではないかというのが、事業者の考えで、今の準備書の計画になっております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

もう、時間、実は、ちょっと、予定、過ぎちゃっておりますが、今、お答えいただきましたようなところで、まだ、いくつか、質問とか、それから、疑問もあるのと、それから、意見に対しての、また、新たなものもあるかもしれませんものですから、一応、今日は、これで、そろそろ、時間ですので、これで、締めたいと思いますけれども。

先ほど、ちょっと、確認しましたように、今、いろいろなところに、質問と、それから、その回答に関してのいくつかの、ちょっと、修正とか、あるいは、これ、困るというようなところがあると思いますので、その交換をやらせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

取りあえず、ここで、一応、締めさせていただきますんですが、よろしいでしょうか。それでは、事務局の方へお願いいたします。

(事務局)

長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

それでは、その他という項目でございまして、事務局の方からご案内をさせてい

たきます。

(事務局)

今後のご予定でございますけれども、次回、中央新幹線の準備書に係る第4回目の審査会につきましては、来年、年明けの1月30日に開催をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、その際には、それに先立って行われます、先ほども、ちょっと、お話しした、公聴会、公聴会が1月21日に開催をいたしますけれども、その際に出ました方のご意見の整理をして、あるいは、その翌日、1月22日には、関係市である静岡市長さんからもご意見をいただくことになっております。

それにつきましては、また、事前にお送りいたしますので、それも含めた形での、1月30日のご審議という形をお願いいたします。

なお、別件でございますけれども、伊豆縦貫自動車道というものの準備書というものにつきましても、既に、お送りしているところではございますけれども、こちらの方についての、第1回目のご審議というものを、年明け早々になりますけど、1月9日ということで、開催を予定してもらいますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、別途、また、ご連絡をさせていただきます。

(司会)

それでは、これもちまして、環境影響評価審査会を閉会いたします。

本日は年末のお忙しい中、長時間にわたり、おつきあいいただきまして、ありがとうございました。

お忘れ物無いように、気をつけてお帰りください。

お疲れさまでございました。